

衆議院 第五十五回 地方行政委員会 第三十六号

昭和四十二年七月十八日（火曜日）

午前十時四十三分開議

出席委員

委員長 龜山孝一君

理事 大石 八治君

理事 奥野 誠亮君

理事 和爾俊二郎君

理事 山口 鶴男君

木野 晴夫君

塩川正十郎君

辻 寛一君

永山 忠則君

山田久就君

太田一夫君

島上善五郎君

農田 五五

佐田 三三子
与島 重茂君

有基 重武君
木 百郎君

材 百良君

國務大臣

自治大

政府委員

通商産業省

工業局長

自治政務

自治省行政

消防庁長官

消防 宁红

下の出荷者

自治省 財政局長	横手 正君
消防庁 教養課長	村山 茂直君
消防庁 予防課長	高田 勇君
専門員	越村安太郎君

七月十八日

委員井上泉君及び沖本泰幸君辞任につき、その補欠として内藤良平君及び有島重武君が議長の名で委員に選任された。

同日 委員内藤良平君辞任につき、その補欠として井上泉君が議長の指名で委員に選任された。

七月十七日

東京都旧目白町三、四丁目等の住居表示に関する諸願（阪上安太郎君紹介）（第三八九二号）
同（依田圭五君紹介）（第三八九三号）

きましては、男子を中心として若年層の離村が激しく、いわゆる過疎問題を起していることは各位の十分御承知のところであります。

こうした社会経済情勢の変化は、それぞれの地域における火災の態様及びこれに対処する消防につきましても必然的に影響を与えておりまして、超高層ビルや地下街における防火消防態勢をどうするか、臨海工業地帯におけるコンビナート災害または海上火災、航空機火災への対処方法はいかにあるべきか、あるいは近年減少の傾向にある消防団員の確保をどうするか、またこれらに関連する消防の常備化、広域化も緊要の問題となつているのであります。

一方、昭和四十一年の火災の実態を見ますと、出火件数四万七千余件、損害額四百六十二億円、死者千五百人に及んでおります。特に死者は戦後最高になつてゐるのであります。

これに対して、消防の現状はどうかと申しますと、消防力におきましては、消防体制におきましても、その近代化の実現にはほど遠い状況にあるのであります。

このような実情にかんがみまして、昨年第五十二回国会開会中及び第五十三回国会に引き続き本国会においてもさらに消防に関する調査を行なうため、三月十七日本委員会において小委員十一名からなる小委員会が設置されたのであります。

五月十六日第一回の小委員会を開会して以来、七回開会し、その間消防庁より、消防の現況、消防関係者の処遇、消防財政の実情、救急業務体制、超高層建築物及び地下街の防災対策等について説明を聴取するとともに、五月三十一日は、消防研究所をはじめ、消防大学校、東京消防庁、四谷消防署におもむき関係者の要望を聴取するとともに、油火災の消火方法、出動演習及び火災、救急の指令センター等の視察を行なつたのであります。

また、六月七日には、朝日新聞説話顧問荒垣秀雄君外四名の参考人より意見を聴取するなど熱心に調査を進めてまいつたのであります。

調査の過程において論議されたおもな内容を申

しますと次のとおりであります。

その一は、消防体制の常備化と広域化についてであります。

消防力を増強するためにその常備体制の強化をはかることはいうまでもないが、今後、たとえば、市で未指定のものは指定する等政令指定の範囲を拡大するとともに、特に一部事務組合等共同処理方式を活用することによつて常備消防力の整備並びに消防活動の広域化と近代的装備による機動力の強化をはかる必要がある。

また、消防吏員の待機宿舎の建設を推進し、緊急出動体制の確保をはかる必要がある。

その二は、消防団員の確保と処遇についてであります。

全国の大部分の農山漁村では消防活動を消防団にゆだねてゐるが、近年、消防団員が年々減少の一途をたどつてゐる。これは火災のみならず各種防災特に水防活動を考え合わせるとき将来の消防体制の根幹をゆるがす問題である。

そのためには、消防署と消防団との間の機能の分化を考慮しつつ、常備化と並行して、消防団員の確保対策を講ずる必要がある。その一環として、消防団員の報酬及び出動手当並びに退職報償金の増額等、待遇を改善するほか、内閣総理大臣の顕彰制度の活用、特別ほう賞制度の適用、自治大臣表彰旗の設定及び生存者叙勲の拡大等をはかることによつて士気の高揚をはかる必要がある。

また、婦人消防隊の積極的な育成についても検討すべきである。

第三は、消防施設の整備強化についてであります。市町村の消防施設については逐次整備されてきたが、社会経済の実情に即応するよう消防力の基準のあり方に検討を加え、早急に消防力の強化拡充をはかる必要がある。

また、山村、離島等僻地における消防施設を計画的に整備強化すべきである。

第四は、非常災害及び特殊災害に対する防災体制の整備についてであります。

予見しがたい大震災火災に対処し得る対策を平時

から調査研究する体制を早急に樹立して、防火帯、水利施設、避難路等を計画的に整備するとともに、空中消火法の開発研究に対し十分な予算措置を講ずべきである。

また、最近における危険物施設、石油コンビナート地帯の増加、あるいは超高層ビル、地下街の増加等、消防対象の量的増大と質的变化に対処するため、化学車、排煙車、消防艇、ヘリコプター等の施設の拡充、化学消火薬剤の備蓄等科学消防力の増強をはかる一方、企業自体の保安をはかるため、企業の責任を明確にして、従来の自衛消防組織のほか、消防活動上必要な施設を設置させるべきである。

第五は、防災対策の指導体制についてであります。

災害対策基本法に基づく地方公共団体の事務の指導を積極的に実施するとともに、水防活動における消防機関と水防団の指導のあり方を検討すべきである。

なお、港湾及び空港における防災体制を再検討し、関係行政機関の責任の分野を明確にする必要がある。

第六は、救急業務の拡充強化についてであります。

本年九月から救急業務実施市町村の基準を人口五万に引き下げることにされたが、それ以外の市町村においても実施しているところが多い実情である。最近の交通事故その他の災害が多発している現状にかんがみ、消防本部、署を置く市町村は原則的に救急業務を実施するよう基準の改正を行なうこととすべきであるが、小市町村においては共同処理により広域的運営をさせるよう勧奨すべきである。なお、現に救急業務を任意に実施している市町村に対しても財源措置を行なうべきである。

これらの措置に対応して救急施設の充実、救急隊員の訓練等に努力すべきである。

第七は、消防財源の充実についてであります。

社会経済の要請にこたえて市町村消防力の増強

をはかるため、消防力の基準の検討に対応して地方交付税の基準財政需要額の積算基礎を再検討するとともに、消防施設に対する目的税の創設を検討し市町村自主財源を強化する必要がある。と同時に、消防施設に対する国庫補助金を大幅に増額すべきことはいうまでもなく、補助単価の是正と補助対象事業の拡大をはかる必要である。

また消防関係の起債については、損保償を増額し、その金利を政府債並みに引き下げ、また償還年限の延長をはかるとともに、政府資金による消防施設償還を拡充し、資金区分に従つて貸し付け対象をさらに明確にすることにより資金と対象施設及び整備実績が比較できるよう検討すべきである。

以上が現在まで行なわれたおもな論点であります。本小委員会といたしましては、今後引き続き消防制度の検討を行なうこととし、当面、昭和四十三年度の施策として、少なくとも消防体制の整備強化と消防力の充実強化を基本とした次の措置を講ずることが緊要であるという意見の一致を見たのであります。

一、消防施設に対する目的税の創設等市町村自主財源の増強、化学車、消防艇、ヘリコプター等の科学消防施設及び弱小市町村の一般消防施設に対する国庫補助金の増額並びに起債ワタの拡大及び損保償利率の大幅な引き下げについて特段の措置を講ずること。

二、消防の常備化と広域化を促進するため、消防本部、署必置市町村の指定範囲を拡大するとともに、共同処理方式の活用をはかること。

三、消防署と消防団との間の機能分担のあり方を検討するとともに消防団員に対する報酬、出動手当及び退職報償金の増額、並びに表彰制度の運用の改善につとめること。

四、救急業務実施市町村の指定基準をさらに引き下げ、市町村間の業務の共同処理を勧奨するとともに、現在任意に実施している市町村に対して所要の財源措置を行なうこと。

なお、救急機材の整備及び救急隊員の教育訓練

を強化すること。

五、液化石油ガス等の貯蔵、取り扱い及び運搬について消防としての保安規制を強化するため、行政の一元化を推進すること。

六、高層建築物、地下街等における避難施設の整備等防災対策を強化すること。

七、石油コンビナート地帯、港湾等における特殊災害に対処するため、企業等の責任の内容を明確にして、すみやかに総合的な防災対策を樹立し、消火薬剤の備蓄、消化技術の研究、救命艇の開発等の措置を講ずること。

八、大震災等の非常災害に対する調査研究体制をすみやかに整備するとともに、空中消火法等の技術開発に対し、十分な予算措置を講ずること。以上、御報告申し上げます。

○農山委員 内閣提出にかかる消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、これを許します。河上民雄君。

○河上委員 ただいま上程されております消防法及び消防組織法の一部改正につきまして、二、三の点についてお尋ねしたいと思ひます。

今回の改正法案を拝見いたしますと、市町村の消防に對しまして、府県消防が救急業務に關しましていろいろ助けていくという趣旨が述べられてゐるわけでございますけれども、御承知のとおり、消防法のたてまは、昭和二十三年以來市町村消防を中心とするということになっておるわけでございますが、今回の救急業務に關連する改正が、將來府県消防に移行するのではないかと、そういう布石ではないかというふうなおそれを感じてゐるわけでございます。政府においては、この問題につきましてもどうもお考えでありますか、懸念のないような御答弁をいただければ幸ひだと思つております。

○藤枝國務大臣 消防はあくまで市町村がやるというところがたてまえてございまして、そのたてまはは絶対にくずさないつもりでございまして、ただ、今回の改正におきまして、府県が補完的な役目をしていただきますのは、どうしても市町村の消防ではむづかしい、交通がひんばんでありながら、市町村の救急業務ではやっていけないというところを、非常に例外的につかまえて、それを府県で補完をするということにございまして、このことが將來消防を府県に移していくのではないかと、そういう御懸念でございませうけれども、そういう考へ方は絶対持っていないわけでございます。

○河上委員 ただいま大臣より非常な明快な御答弁をいただきましたので、この問題に關する政府の將來の態度というものがはつきりいたしましたわけでございますが、今回救急業務をやらなくてはならぬ市町村の規模を十萬から五萬に引き下げたわけでございますが、從來とも五萬以下であつても任意に救急業務をやつてゐるような市町村も若干あるわけでございますけれども、今回の改正によりまして、こういう任意をやつておられます五萬以下の市町村と府県消防との關係は今後どういふふうになりますでしょうか、この点についてお尋ねしたいと思ひます。

○佐久間政府委員 先ほど大臣から御答弁申し上げましたように、私も同様にしましては、できるだけ市町村に救急業務の責任を持たせるような方向に進めてまいりたい。そこで、ただいまお話のございましたように、從來人口十萬以上の市に義務づけられてゐたものを、今回五萬以上の市に義務づけるといふことにいたしましたわけでございますが、五萬未満の市でありますも、御指摘のやうに、任意に救急業務を実施してゐるところが相當あるわけでございます。そこで、私も同様にしましては、できるだけ市町村にやられるところは救急業務をやらせていこう、こういう考へ方でございまして、できますれば明年度においてはさらに五萬という人口基準を引き下げるようにしたい。そして、少なくとも市でありますれば、

ば、単独で、あるいは共同してこの救急業務を行なうというやうな体制になるべく早く持つてまいりたい、かような考へ方をいたしております。そのやうな措置をとりまして、なおかつ救急業務を行なつていない区域で、しかも交通事故等の頻発する道路のある区域があるわけでございます。そういうところは沿道の町村もきわめて貧弱な町村でありますし、かつその事故を起こしますものも、その町村民でなく、よそから通過しておるものだ、こういうやうなことから考へてみますと、そういう場合にその町村に救急業務をやらせるといふことも無理ではなからうか、かような場合には、今回の法案で御提案しておりますやうな方法を利用してまいりたい、かように考へてゐる次第でございませう。

○河上委員 ただいまの御答弁によりますれば、五萬以下の義務づけられていない市町村においても、任意にやつてゐる場合には、そうしたものの意欲をそぐことなく、むしろ奨励してやるといふやうなお話のやうに承つたわけでございますが、ついで最近高速道路が非常に多くなつてゐるわけでございますので、非常な高スピードのために、事故もまた非常にふえておるやうに思ふのであります。御承知のとおり、高速道路の場合には、インターチェンジのあるところ以外には車はいれないわけでございます。そういういたしますと、事故が起ころした場合には、その担当地区の市町村消防が飛んでまいりたくとも行けないというやうなことがあると思ふのです。また、県単位にいたしまして、そういうことは当然あると思ふのでございませうけれども、そういう場合は、これをどういふやうに処理されるつもりであるかどうか聞くと、こゝろによりますれば、名神高速では、私もあまり詳しく知らないのですが、関係の各市の消防が職員を派遣して、高速道路専属の救急班というやうなものをつくつてゐるやうに聞いているわけでございますけれども、何かそういうやうな一部署務組合的な共同処理方式というやうなものを考へてみるのも一つじゃないかというふうに考へるのでございませうが、これに對して、今回の改正にあつて、政府ではこの問題をどういふふうにお考えになっておるか、ちよつとお伺ひしておきたいと思ひます。

○佐久間政府委員 名神の場合におきましては、沿道で救急業務を実施いたしております市がございまして、実施いたしております市町村と協議会を持ちまして、相互に協力を結びまして、そして救急業務をやつておられます市が、やつてない市町村の区域の道路上で起こりました事故に對しても出動する、こういう措置をとつておるのでございます。

しかし、今後だんだんに高速道路もできてまいりますと、そういうやうな方法でどこでもやれるかどうか。そういう方法でまいります場合に、關係市町村がみな同意をいたしましてこの方法がとれますれば、それはけっこうでございますけれども、ただいま先生もおっしゃいましたやうに、それらの市町村の中には、インターもない、自分のところでもやろうと思つても全く手の届かない、いわゆるその市町村の責任とすることが非常に無理な犠牲を強いなければならぬというやうな場合が多いわけでございます。

そういうことになりますと、もう少し合理的な、そういう場合に處してやれる方法を検討する必要がありますが、ありやせぬかということで、今回改正法案で御提案をいたした次第でございまして、一つは、都道府県知事が現にやつておられますところに、やつてない地域の道路上の救急をやるやうに要請をするという方法でございませう。むろん、要請いたしました場合には、その市町村がよその分までやるわけでございますから、適當な財源措置は考へていくことになると思ひますが、しかし、そういう方法でやりますとも、もよりのところには適當な、現にやつておられます市町村がない。何十キロの間、沿道に救急業務をやつておられる市町村がないというやうな場合には、やむを得ませんので、府県がそれに分駐所を設けてまして、そこで

やるというより方法もとれるようにしようというのが今回の提案でございます。

○河上委員 いまのようなお話でございますけれども、もし愛知県で何か起こった場合でも、実際には静岡県から入らなければいけないというふうな場合もあり得ると思うのでございます。

そうなりますと、県と県との間の当然共同処理というふうなものが必要になってくるわけでありまして、何か上からやるというよりも、関係地方自治体が、下のほうから積み上げて、一定の高速道路に

関しては、一部事務組合的な共同処理方式をつくったほうがいいんじゃないか、こういうふうには私は考えておるわけでございます。いきなり府県でやるか、あるいはまた、その県と県の上の何かを設けるといふよりも、下から積み上げていくほうがいいんじゃないか、これが私の質問の趣旨でございますが、それについていかがお考えになりますか。

○佐久間政府委員 先生のおっしゃるとおりに、私どもでもできるだけ、市町村間の共同処理によりまして解決のつくところは、そういう方法で解決のつくように指導したいと思っております。

ただ、救急業務は急を要しますので、事故が起こりまして十五分か二十分ぐらゐで現場にかけつけられるというふうな体制にいたしておかなければなりませんので、沿道に相互援助によつてまなく救急網を張れるような状況にありますところは、市町村間の応援あるいは共同処理の方法でいくわけでございますが、そういうふうなこともできにくい場合のことも考えまして、改正法で御提案したようなわけでございます。考え方は、むしろ市町村間の共同処理でいけるところは、できるだけその方法をやつてもらふようにしたい、こういうつもりでございます。

○河上委員 それと、もう一つ関連いたしまして、市町村消防は力がないからという考え方が全般にあるように思うのでございますけれども、この問題は、理想的にいえば、市町村消防に財源を与えればできないことはないわけでございます。

財源のひもを閉じておいて、能力がないというふうな言うのもどうかと思うのであります。そういうふうなことに、もう少し財源の面で何か考慮するというふうなお考えはないものでありませんか。

○佐久間政府委員 仰せのように、私どもも、市町村消防は能力がないからこれを府県の消防にすべきだというふうな議論、これは世間の一部にはないわけでもございませんけれども、そういう考え方につきましても、まづこうから反対をいたしてあります。市町村消防をできるだけ力をつけてやるといふ方向でものを解決していききたいわけでありまして、財源のなかにつきましても、な

るだけ市町村消防に財政的な措置をしてやるといふ方向で考えていくべきものだという考え方をいたしておる次第でございます。

○河上委員 いまの財源の問題と多少関係があるのでございますけれども、事故が起こりましたときにまず飛んでまいります救急指定病院というのがあるわけでございますが、各市町村で聞いてまいりますと、救急指定病院の数がほとんど減っております。その理由はと聞いてみますと、むしろ病院のほうで指定を返上する、遠慮するといふようなことがあるようにございます。このような状態を放置しておきますことは、いかに救急業務の体制を整えまして、十分な処置ができないといふようなことになるおそれもあるわけでございます。こういう場合、救急指定病院に対する財政的な助成といひますか、そういうふうなものも一つの裏づけとして伴わなくてはならぬのではないかと

いうような気がいたすのであります。こういうふうな状況につきましても、救急指定病院がいま一体どういうような状況になっておるか、また、それに対する助成を行なう、ふやしていくようなお考えはないのかどうか、それについてちょっと御説明いただきたいと思います。

○佐久間政府委員 救急の指定病院についてでございますが、私ども先生のおっしゃいますように、病院側にとってはあまり指定を喜ばないとい

う空気も一部にあるように聞いておりますし、同時にまた、逆に非常に積極的にその都市の救急に協力しようといふことでやつておられるところもあるようにございます。ただ、問題になりますのは、救急車によつて運ばれたらして医療を受けました者が、むしろ、その者が自分の治療を受けました経費は負担をして病院に支払うべきであります。往々にしてそれが支払い能力がなかったり、あるいは途中で逃げてしまふというふうなことで、病院に御迷惑をかけておるといふケースがあるようにございます。そこで、東京とか大阪とかいう大都市になりますと、救急病院側に対しては、若干の助成をいたしておるところもござい

ます。それで、私どももいたしましては、今回救急業務を全国的に整備しようという考え方でございます。その中で、そういうことになりまして、この問題も各地方団体と病院との間の話し合いだけというだけではなくて、ひとつ全国的に実情の調査をいたしまして、何か中央において指導すべき点があれば指導もするようになりたい、一つの検討事項といたしたい、かように考えておる次第でございます。

○河上委員 指定病院といふのは、どういふふうにして指定がなされるのでございますか。

○佐久間政府委員 病院側が救急患者を収容するに相当する施設、能力を持っておりまゝする場合に、その申し出によりまして都府県知事が指定する、かようなことになっております。

○河上委員 ついでに伺いますけれども、自動車事故で脳をやられる人が非常に多いわけでございますが、脳外科の専門医とか、そういうふうなものばならないとか、そういうふうな形の指導をしておられるのかどうか、それとも、そういうことはまだ全然やっておられないのかどうか、そのことを伺つておきたいと思つております。

○佐久間政府委員 救急医療の点になりますと、厚生省が主管ということになりますので、私どもあまり詳しくは存じていないわけでございます

まするが、できますれば、脳外科の専門医が相当な都市には配置されることが望ましいと私どもは考えておるわけでございますが、現実にはまだそこまでは至っておりません。この点につきましては、厚生省においていろいろ検討をされておるようでございますが、私どもも今後連絡をとりまして、できるだけ早くした面でも整備をするように努力をいたしたいと思つております。

○河上委員 アメリカで聞いた話では、脳外科専門医の卒業生の数があまりふえないように、また、足りなくならないように非常にきびしい制限をして、ある一定地区には必ずそういう専門医がいるように指導しているやに聞いておるわけでございます。この問題は、厚生省の関係ではあらうと思

いますけれども、消防庁としてもひとつ研究課題にしたいだきたいと思つております。

次に、非常に細かいことをいろいろ伺うよう

で恐縮でございますが、最近石油とかそういうものの使用量が非常にふえてまいりまして、それに伴つて火災の様態もだいぶ変わつてきたように思

うのでございます。特殊な高価な消火剤を使わなければならぬといふふうなケースが非常にふえてきておるよう思うのです。水ならば一応安

いといふことで、火事の被害者あるいは原因者が特にその補償をするといふことはないうちに思うのですけれども、消火剤の場合は、費用の負担は一体だれがやるのかといふような問題が、将来ますます多くなるのではないかと思つてござい

ます。その点をちょっと聞いておきたいと思つております。普通のガソリンスタンドとかそういうふうな場合はどうなつておるか。それから最近、きのうの新聞などにも大きく出ておりますLPガスの会社からガスが流出して非常に危険な状態になつたといふようなことがありま

すけれども、そういうふうな場合、それによつて火災が起きた、そういうふうな場合、それぞれ費用の負担は一体だれが負うのか。海上の場合ですと海上保安庁が負うのか、あ

るが、できますれば、脳外科の専門医が相当な都市には配置されることが望ましいと私どもは考えておるわけでございますが、現実にはまだそこまでは至っておりません。この点につきましては、厚生省においていろいろ検討をされておるようでございますが、私どもも今後連絡をとりまして、できるだけ早くした面でも整備をするように努力をいたしたいと思つております。

○河上委員 アメリカで聞いた話では、脳外科専門医の卒業生の数があまりふえないように、また、足りなくならないように非常にきびしい制限をして、ある一定地区には必ずそういう専門医がいるように指導しているやに聞いておるわけでございます。この問題は、厚生省の関係ではあらうと思

いますけれども、消防庁としてもひとつ研究課題にしたいだきたいと思つております。

次に、非常に細かいことをいろいろ伺うよう

で恐縮でございますが、最近石油とかそういうものの使用量が非常にふえてまいりまして、それに伴つて火災の様態もだいぶ変わつてきたように思

るいは市がやるのか、あるいは企業が責任を負うのか。陸上の場合も同様な問題があると思ひます。そういうことについて政府の態度、方針というものを確認しておきたいと思ひます。

○佐久間政府委員 油火災に對しまして、普通の水では消火がむずかしいということで、あわの薬剤でありますとか、あるいは噴霧状にいたした消火方法でございますとか、いろいろあるわけでございますが、そうした消火薬剤の経費の分担、あるいはそうした消火の責任の分担がどうなっているか、こういうお尋ねでございますが、陸上におきましては、コンビナート地帯等におきましては、企業に自衛消防組織を義務づけることにいたしております。そして、その一定規模以上の企業におきましては、自分のところで化学車、それに必要な薬剤の備蓄をするようにいたしております。それでございまして、その企業の事業所内で火災が起りました場合には、まず第一的には自衛消防で消火に当たる。それで、もちろん市の消防がまたかけつけてまいるわけでございます。そして、市の消防が使いました薬剤につきましては、むしろ市の経費で負担をするわけでございます。それから、海上につきましても、海上保安庁と消防機関とがどこまで責任を分担し合うかというところにつきまして、必ずしも明確になつていない点もございまして、現在におきましては、昭和二十四年に、海上保安庁と当時の国家消防本部との間におきまして協定をいたしたものでございまして、これによりましますと、入渠中の船舶あるいは接岸しておる船舶の火災につきましても、消防機関が責任を持つ、そして海上保安庁のほうはこれに協力をする。それでなく、陸から離れておる船舶の火災につきましても、海上保安庁が責任を持って消防機関が協力をする、こういうことになっておるのでござい

ます。

しかし、昭和二十四年当時と今日とを比べてみますと、当時は今日のいわゆる石油コンビナート地帯といったようなものもまだできていない時期

でもございまして、港灣における船舶のふくそうの度合い、あるいは火災危険の度合いというようなもの、当時から見ますと格段の差があると思ひうのでございまして。そこで、近年、港灣における消防体制をもう一度検討すべきじゃないか、こういう声が起つてまいりました。私どももいたしまして、それはぜひ実情に合うようにもう一度検討すべきじゃないかということで、現在、海上保安庁と昭和二十四年に行なひました協定の改定方につきましても、いろいろ折衝をいたして

るのでございまして。

私どもの考え方は、港灣の実情によりましますと、消防機関がもつと責任を持ちまして船舶火災の消火に当たるということにすべきじゃないか。現に東京消防庁あたりは、東京港といわれておりますところ、船舶がふくそうしております地域は、全部東京消防庁が責任を持つということに協定をいたしておるわけでございます。そこで、消防機関の海上消防力も漸次増強をいたしまして、そしてこれに對するようになつていききたい、そういう方向で現在海上保安庁と折衝をいたしておるところでございます。したがいまして、経費の負担の問題も、それによつて新しい責任の分担がきまりますれば、それに應じて経費の分担をしていくというふうなことにいたしたいと考えております。

○河上委員 消防に關する責任の分担、費用の分担につきましても、詳しい御説明をいただいたわけでございますが、いまおっしゃいました海上保安庁と消防庁との間にかわされております昭和二十四年の協定書の改定というものは、近々に行なわれると理解してよろしいわけですか。

○佐久間政府委員 さように御理解願つてくださうでございまして。

○河上委員 また非常にこまかいことを伺うようですけれども、プロパンガスの利用などで一般の家庭でもそれに類した火災が起る危険は非常に多いわけでございますけれども、そういう場合の消火剤の費用などは、従来どおり市の消防という

ことで間違ひないわけでございますか。

○佐久間政府委員 さようでございまして。

○河上委員 最後に、昨日LPGガスの会社からガスが流出して住宅街に非常に大きな不安を与えたという記事が出ておりますけれども、その後、LPGガスに關しましては、従来ばらばら行政で一貫した指導はできない、そういうことがいろいろうな事件の発生する温床であるというふうなことが指摘されておるわけでございますが、今回の法改正によつて、この問題についてこういう事件の再発を予防する上でどれだけの実効があるのか。また、この法改正では不十分であつて、今後さらに一貫した、徹底した法体系、法取り締まりというものを必要とするのか、そういう点についての政府のお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○佐久間政府委員 プロパンガスの問題は、通産省の所管する高圧ガス取締法の規制するところとなつておつたわけでございます。ただ、事故が起りますと、消防機関がつかまつて火災の鎮圧なり人命の救助に當つたわけでございますが、最近御指摘のように、プロパンによる事故が非常に多くなつております。何とかしてこれをもう少し事前に防止できるような体制をつくらなければいかぬということで、今回通産省ともいろいろ相談をいたしました結果、法案を御提案をいたしましたわけでございますが、消防側といたしましては、従来こういうLPG等の高圧ガスがどこにどのくらいの量存在しておるのかということがはつきりつかめなかつたのでございまして。そこで、そういうことでは、予防査察と申しておりますが、平素消防職員が見回つて、危険なところは注意をして回るといふようなことがなかなか履行できまへんでしたので、今回はそれを消防機関に届け出をさせることによりまして、消防機関といつたしましては予防査察が履行できるようにして、それからまた、一たん事故が起りました場合には、それに対してどう対処したらいいのかというところにつきましても、あらかじめ研究ができ

るようになつていくということ、九条の二の改正を行なうとするわけでございます。もちろんこれだけでは不十分でございます。実は通産省のほうから別途本国会に御提案になつておりますLPG關係の法案の中に、さらにそちらのほうの法案で、通産省關係の許可とか届け出を要することになつておりますものにつきましては、その許可とか届け出をやる機関が消防機関に通報するといふような規定も設けておるわけでございます。また、この許可をいたします場合には、消防機関の意見書を申請書につけさせるといふようなこともそちらのほうの法律に規定をいたさせることにいたしましたので、あれこれ両方いたしまして、従来よりもLPGによる事故の防止につきましても、相当進んだ体制がとれるのではなからうか、かように思つておるわけでございます。しかし、一方、LPGの一般家庭における消費量が非常に激増いたしておりますので、これらの事故の防止のためには、今後さらに努力をいたさなければならぬ、かように思つておる次第でございます。

○河上委員 最後にもう一つ、先ほどの消防小委員会の報告の中でも、都市化現象に伴つてそれに消防体制が即応できないというふうなことが訴えられておるわけでございます。たとえば東京都下の町田市などは、非常に大きな町になつてくるにもかかわらず、消防署員が非常に少ないという事態があるわけでありまして、こういう寒々とした事態に對しまして、消防署員の養成といふようなことについては、現在どういふようなプランを持っておられるのか。実は、私が住んでおります渋谷の西原の近所に消防学校があるわけでございますが、最近何か増築などやつておるようでございまして、一体こういう問題について消防庁としてはどういふようなお考えを持っておられるか、ちょっとそれをお伺ひしておきたいと思ひます。

○佐久間政府委員 おあげになりました、町田のように急激に都市化が進んでおりますところ

におきましては、消防力が都市化の傾向に迫いついていけないという状況にありますことは事実でございます。私どものほうでは、そういうところにつきましては、従来消防団でやっておりますところをできるだけ常備消防をするように持っていくというところで、これは消防本部署といたしておりますが、消防本部署をつくるように政令で指定をいたしております。そういうことで消防本部署を持つ市の指定というものを二、三年の間に急に増加をいたしてきております。今後さらにこれはふやしてまいりたいと思っております。そして消防団に依存しないで、そういう都市化した区域におきましては、常備消防の力で消防がやっていくという体制に持っていくべきではないかと考えておるわけでございます。さらに、そうした消防署の数が必ずしも十分でございせんので、これにつきましては、年々必要なものにつきましては、増員をするための財源措置を地方交付税によりまして措置をいたしてきております。

それからもう一つは、お尋ねの職員の教育、訓練の問題でございます。これは単に量的に職員をふやすだけではなくて、質的に向上をはからなければならぬということは緊急のことであると思っております。現在消防学校が府県単位、それと大都市にはございます。府県ではまだ独立の消防学校を持っていないところもございしますが、早急に府県には消防学校を整備させるような方針でやっておりますので、さらにその消防学校の内容の充実の点につきましても、これから力を入れてまいりたいと思っております。現在のところ、東京、大阪のような大都市は別といたしまして、地方の県に参りますと、消防学校はできませんが、消防学校の教官等につきましてもまだ必ずしも十分整備されていないところもございしますで、そういう点の整備につきましては、今後さらに努力していきたい、かように考えております。それから、中央に、私どものところに消防大学校

というのがございまして、これは消防署の幹部職員の教育をいたしております。ちょうど警察で県に警察学校があつて、中央に警察大学校がありまうような関係で、府県の消防学校を出した者で、さらに将来幹部として養成をしていく必要がある者については消防大学校に派遣をしてもらつて、ここで教育をするという仕組みをとつておるわけでございます。

○河上委員 私の質問はもうこれで終わりたいと思ひますが、何ぶん現在の都市化現象に伴ひまして、消防、また道路交通のひんぱんに伴ひて救急業務の責任が非常に大きくなつておると思ひますので、私がお願いいたしたような点については、格段の御努力をいただきますようお願いをいたしまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○龜山委員長 次に、小濱新次君。

○小濱委員 私は、何点かについてこれから質問をしたいと思ひますが、その最初にお伺ひしたいことは、今度の法案の要綱の中にも、第一項の第二に救急業務ということが示されております。これによると道路交通事故の発生ということが主として取り上げられておつて、海上関係の救急業務ということが書いてないやうですが、この場合は海上は含まないのか、海上の救急業務というのには必要ないのか、そういう点についてひとつ長官からお願いしたいと思ひます。

○佐久間政府委員 この消防法で救急業務と申しておりますのは、救急車と救急隊員をもって構成することに相なつておりますので、したがつて、陸上の場合を念頭に置いて規定がなされております。したがひまして、今回改正法案の中で救急業務と申しておりますのは、海上は含んでおりません。

○小濱委員 ただいま長官の御答弁の中で、陸上消防と海上保安庁との関係についていろいろ説明がございました。二十四年度に保安庁と協定ができた、そして、ドックに入つて入渠中の船、あるいは接岸している船、これは当然陸上消防

防でやらなくてはならない。その他は全部海上だ、保安庁のほうの責任になつてゐる。もちろん、それだからといって、事故が発生した場合に、陸上消防はそのままでいいと思ひませんけれども、いろいろと調査をしてみますと、海上保安庁との責任区分について、どうしても海上保安庁の現有消防力はまだ十分でない、こういうふうな聞いておるわけですね。そういう点で、いろいろといままでもなるべくされてまいりましたけれども、どうしても今後発生することが残念ながら想定される海上火災について、もっと何らかの方法で充実強化をはかつていかなくてはならない、そういう責任があると思ひます。私ちょっと横浜港のことを調べてみました、いま年間大体六千から七千隻ぐらいの船が入るやうですが、その四八%までが油船である。その油船が事故を起こした例がたぐさございします。三十七年の五月五日、タンカー船火災、これは鶴見の安全町で起こつた運河内の問題でございしますが、春景丸という小さな船でございしましたけれども、こゝでやはり死者を二名出してあります。それから第一清江丸、これも死者を出してあります、四十一年の五月十三日には鶴見の大黒町、これは運河の中で東亜丸、二百トンが爆発火災を起こして、付近に停泊中の十一隻を類焼させました。死者も出てあります。負傷者も出てあります。それから三十七年十一月十八日に衝突事故が川崎で第一宗像丸、これは約二千トンばかりの船であります、事故を起こしまして、そうしてこれはガソリンに引火いたしました、死者が何と四十名、重傷、軽傷十数名を出してあります。で、小型タンカー二隻、どういう船かわかりませんが、小さい船も何隻か沈めてあります。一番大きいのは、何と言つても四十年五月二十三日室蘭港に起こつた日石の石油機橋で外国船が事故を起こしました。機橋に衝突いたしまして火災が発生して、流れた原油に引火いたしまして、死者が五名、行方不明五名、重傷、軽傷が十名近く、二十二億六千万円の損害を出してありますし、また燃失したトン数は二万三

千トン、こういうふうにいわれております。こういう問題が起ると、もう手のつけやうがない。あれよ、あれよと、ただ見てゐるだけで、そうして遠く離れて防衛対策を講じながら時間が過ぎてしまふ。非常に火熱も高いし、また噴煙も高くなる、非常に危険の上なので、だれも近寄らうとしていけない、こういう状態が非常に多いわけですが、何とかしてこの対策を講じていかなければならない。

今後の見通しですが、その海上火災に対する対策がどうも手ぬるいやうに、重きが置かれていないやうに、言うならば無関心であるやうな、そういう感じを受けるわけです。とにかく四八%からの油船が出入りしてゐる。これは横浜港ばかりではありません。川崎も、東京もみんなそうであると思ひますけれども、そういう危険な船がたぐさ出入りしてゐるところで起こつたとき、その対策がないでは、責任追及をされてもやむを得ないと思ひます。いろいろと話は聞いてまいりましたけれども、どうも長官としてまだ責任を感じておられないやうにも見受けられますので、この際長官からひとつ意見を聞かしていただきたい、このやうに思ひます。

○佐久間政府委員 海上における火災、特に油火災に対しては対策が手ぬるいじやないか、あるいは関心が薄いじやないかという御指摘でございますが、私どももこの問題につきましては真摯に取り組んでいかなければならぬ、かように思つておるわけでございます。

〔委員長退席、和爾委員長代理着席〕

一つは、海上保安庁との間の責任の分野をもう一度検討し直していこうという点でございします。この点は、先ほど河上委員の御質問に対してもお答え申しましたやうに、昭和二十四年の協定は、当時の状況と港湾交通のふくそう、船舶火災の危険度等、非席に違つておりますので、今日の実情に合いますやうに改定をしたいと思います、こういうことでございします。海上保安庁は、先生も御指摘のやうに、調べてみますと、海上火災に対する体

制はきわめて不完全なものである。

おもな港におきまして船舶が配置されておりますけれども、巡視艇が大半でございます。消防そのものを主たる任務としたものではないようでございます。しかも海上保安庁は日本列島の周囲全部が守備範囲でございますから、どうしても特定の港湾に力を集中するというわけにはいかない実情のようでございます。そこで、私どももいたしましては、船舶火災事故の多いのは、やはり全国でも幾つかの港湾でございますから、そういうところにひとつ重点を置いて、海上消防力を強化をしていきたい。そして、そういう港湾については、消防機関は、接岸中の船舶だけでなく、停泊しているものについても責任を持つようにしていきたい、こういう考え方で現在海上保安庁と話し合いをいたしておるところでございます。

それで、まずその手始めといたしまして、本年度予算から消防艇を国庫補助の対象に加えることにいたしました。本年度四隻をそれぞれ主要の港湾に配置することに内定をいたしておりますが、さらに明年度以降も消防艇の国庫補助も増加をしていきたい、かように思っております。

それからもう一つは、海上における火災に対する消火の技術の研究開発の問題でございます。この点につきましては、私どもの消防研究所でも、あるいは東京消防庁におきましても、いろいろと研究開発に努力をいたしております。まだ研究の余地が非常に多い分野でございますが、これもできるだけ促進をいたしまして、早く実用化できる、有効な防衛の方法ができるようにしたい、かように考えておる次第でございます。もちろん大型のタンカー等の事故がございまして、これは消防機関がいかにいたしまして、それだけではとうてい力が及ばないのでございますから、これらにつきましても大型タンカーの航行規制等の措置も必要ではなからうかと思っておりますが、これは関係各省庁ともよく連携をとりまして、今後検討を進めてまいりたい、かように思っております。

次第でございます。

○小湊委員 先ほど自治大臣は、そういう施設に對しては大体地方自治体の自己負担が原則である、このようにおっしゃったのであります。いまの国庫補助ということになりますと、その率はどのくらいになりますか。

○佐久間政府委員 本年度予算に計上いたしておりますのは、大体三十トン級の中型の消防艇でございます。一隻が三千万円、その三分の一を国庫補助というふうにいたしております。

○小湊委員 自治大臣、いま三分の一という話が出ました。これは自治体としてはまことに大きな負担であります。この点については、私どもは三分の二あるいは二分の一に持っていくべきである、このようにも考えておるわけでありまして、ひとつお考えを聞かしていただきたいと思っております。

○農林省大臣 この国庫補助三分の一でございますが、その自治体の負担分につきましては、起債でこれを見たり、あるいはその翌年度からの問題につきましても元利というふうなものも見ていくわけですが、もちろんこうした、特に港を持つておる市町村がこういう問題について特殊な負担をするわけでございますから、今後補助率の引き上げとか、あるいはその他財政的な措置については十分考えてまいりたいと考えております。

○小湊委員 長官にお尋ねしたいのです。消防艇は一隻三千万円を一応予定しておるということですが、その消防艇の中に装備された使命ですね。ただ消防艇というと、水だけなのか、あるいは化学消防艇なのか、あるいは人命救助のために高速を出して急に応ずる応急艇という使命を持つものであるか。あるいはまたタンカーが座礁して油が流れ出し、海面火災になった。その船の上で人が動いている。こういう場合に、油火災の中を船を直進させなければならぬわけでありまして、そういうときには、どういう船を使うのか、これもまた問題になると思えます。散水艇というのか、船に水をかぶりながら出ていく、そういう方式の

ものであるか、あるいはまた、船の喫水をぐっと上げて、海上火災に対しては支障ないような、そういう特殊な船をつくって救援におもむいていくのか、その消防艇についてひとつ考えを聞かしていただきたいと思っております。

○佐久間政府委員 この消防艇の規模はいろいろございまして、私どもの補助の基準にいたしております三十トン級ののりになります。もちろん油火災に対する能力を主に考えております。それからまた連力も三ノット程度出せるものを考えておりますので、先生のおっしゃいました救助艇としての機能も持つことになるわけでございます。

それからあとちょっとお尋ねがございましたのは、所管の課長からお答えいたします。

○村山説明員 ただいまの海面火災の中で、海面が火災になっておるところを走っていくという船は、現在まだ考案されておられません。今後そういうような船ができれば非常にけっこうだと思っておりますが、現在のところはまだそのような研究をいたしておりません。

○小湊委員 いま村山教養課長のお話でございます。そうすると、ただいまの佐久間長官の話ですと、接岸中と入渠中の船以外は海上保安庁の責任区分になっていて、そういうことですが、しからば東京湾内に消防艇あるいはまた化学消防艇でもけっこうですが、とにかく海上火災に対処できる、そういう準備の船はどのくらいございますか。

○長野説明員 海上火災に対処し得る船舶は、海上保安庁といたしましては全国で百五十六隻持っております。その中で油等の火災に対処する化学消防艇が二十四隻ございます。その二十四隻の中の七隻が消防艇専用でございます。そのほかは消防及びほかの海上保安業務も兼ねた巡視船艇でございます。

○川合政府委員 消防関係の消防艇は総計十四隻でございます。そのうち化学消防艇を持ってお

りますものが八隻、したがって六隻はその能力はないと申しますか、不十分なものでございます。八と六と合わせまして十四隻でございます。

○小湊委員 長野部長にお尋ねしたいのですが、東京湾内に配置されている現状をちょっと説明していただきたいと思っております。

○長野説明員 東京湾内に配置されております消防能力を有します巡視船艇といたしまして、消防専用艇と申しますか、これが二隻横浜に配置してあります。そのほか東京、千葉、横浜等に化学消防能力を持っております巡視艇が二隻配属されております。

○小湊委員 海上保安庁として、東京湾内で年間何万という船が出入りをしておる、横浜港だけでも六千、七千入っているでしょう、その出入りをしている隻数が、全部数えればこれはえらい数字になると思っておりますが、そうした東京湾の海上火災に対する対策が、いまお話がありましたように消防専用艇のものが二隻である、化学消防、これは巡視艇を兼ねているのだ、こういうものが二隻である、こういうことですね。接岸、入渠以外の東京湾じゅうにある船舶に対する対策がこれではたして万全かどうか。これでいいならば、先ほどお答えがあったように、そこまでは研究しております。え、こういうことばもわれわれは了解できると思っておりますが、いまのような体制で、そして大きな事故があったときに何ら処置ができなかったということ、えらい事故の結果を出してしまったということになれば、私ども大いに責任を感じなくちゃならないわけですね。そういう点少し計画性がなくないですか、そういう抱負というのか、ビジョンというのか、未来像に対するその考え方を大いに持たなくちゃならない、こういう現状のように思われるのですが、先ほどのことばから、どうも私もまだ納得できませんので、もう一度長野警備救難部長にお尋ねしたい、こう思います。

○長野説明員 船舶の激増あるいはタンカー船の増加に伴いまして、交通の危険はもちろん、火災というものは当然予想されます。また、昭和四十

年におきましては室蘭港におきましてヘイムバー
ド号の火災事件もございましたので、昨年いわけ
る消防能力の整備というもので、海上保安審
議会の答申を得まして、その答申をもとにいたし
まして、これから整備計画を進める次第でござい
ますが、その計画の一端を申し上げます、消防
艇の整備でございます。最もタンカーの入港が多
くて、しかもそのタンカーが大型であり、そのタ
ンカーの火災による危険が非常に甚だしく予想せ
られますところの三地区に對しましては大型消防
艇——約百八十トン程度の消防艇でございま
すが、東京湾、伊勢湾、和歌山下津地区、この三地区
に一応大型消防艇を配置する計画をいたしてござ
います。

なお、現在持っております七隻の消防専用艇に
つきましては、さらにその性能を向上させる計画
を持ちますとともに、そのほかの石油精製基地等
の港につきましても、化学消防能力を持ちました
巡視艇の整備を逐次はかつていく計画でございま
す。

○小濱委員 東京でも川崎でも横浜でもいろいろ
と声がありました。海上保安庁の現有消防力は、
いまだ十分であると必ずしも言い切れない。
はつきり言っています。もう少し、大いに関心を
持つてもらいたい、こういうことですが、昨年です
か本年度の予算ですか、何か鉄鋼船の建造を申請
したそうでありますが、大蔵省によつて削られた
とか、あるいはそこまではないうちに消された
といったとかという話を聞いておりますが、そうい
うことがあったのかどうか、一ぺん伺いたいと思
います。

○長野説明員 昭和四十二年予算におきまし
て、先ほども申し上げました大型化学消防艇の設
計費四百八十八万円が認められております。

○小濱委員 横浜の海上消防艇の設備は三隻ある
そうですが、二隻が駐留軍から払い下げられた改
造された老朽船で、あともう一つは平沼号とい
うのできておるそうですが、そういう内容です
それから保安庁のほうでは二隻ある、このよう

お話でありました。こういう状態で、全出入船
舶の数字、あるいは全国一といわれるトン数が出
入港いたしておりますところに、海上消防の施設
はそれだけしかない。もし火災が起きたならばど
ういふふうによつていくであらうかと想定する
と、非常に大変なような戦慄を感じるわけであ
ります。

〔和爾委員長代理退席、委員長着席〕

こういう状態で、先ほど消防艇の計画を持つてお
る、三千万だということなんです、三分の一の
庫補助、その他またいろいろの方法は講じていき
たいという大臣からの話もありましたけれど
も、こういう態勢で、いざ事故が発生した場合に
対処ができるかどうか、非常に疑問を持つてお
けであります。きょうは大臣がおいでになってお
りますので、こういう現状について大臣の考え
を聞かしていただきたい、このように思います。

○藤枝國務大臣 タンカーが非常に大型化されて
きておる、そうしてしかも日本の港が非常にふく
そうしているというふうなことから、タンカーの
事故というふうなものは予想できるわけござい
ます。それに対して対策がとられていることは率
直に認めるわけでございまして、そういう意味に
おきまして、港を持っております市町村の消防艇の補
助というふうなものもところから始めたわけでござ
います。また運輸省のほうにおきましても、
大型な消防艇を持ちましてこういう事態に備えよ
うとして設計費を認められておるわけでございま
すが、今後とも海上のいろいろな火災事故に対処
し得るような能力の充実につとめまして、そうし
て不安をなくしてまいりたいと思ひます。もちろ
ん単に消防施設の充実だけでこれを防ぐわけには
いかないでございまして、これは運輸省のほう
でございまして、たとえば大型タンカー航行の規
制がある航路においてはやらなければならぬとい
うような問題も起こってくると思ひますが、こ
うした総合的な対策によりまして、海上に起こるで
あらう大災害を予防するように今後ともつとめてま
いりたいと考えております。

○小濱委員 この問題についてはこれで終わら
すが、いろいろと名称を私どもは聞いておりま
す。先ほども申し上げましたけれども、消防艇が
あるし、化学消防艇があるし、あるいはまた救命
艇があるとか、応急艇、散水艇、そういう名称の
ことばが出ていくから、そういうもの
が当然考えられていかなければならない。この船
はどういう使命を持っているのであろうか、この
船は何ノットくらいのもので急行すればいいの
か、あるいは海面火災に對してはどういうふう
に処置していけばいいのかというふうなことは当然
考えられていかなければならないと思ひますが、
お伺いすると非常にまだ関心が薄いようでありま
すので、今後一そう努力をしていただきたいこと
をお願いして、その問題については終わります。

それから次は、今度は陸上問題であります。東
名高速道路がいま急ピッチで進められております
が、インターチェンジの問題を少し調べてみまし
た。会議録を見ますと、たしか佐久間局長は十五
分間隔くらいのところにインターチェンジをつく
ることが理想である、このようにおっしゃってお
うであります。名古屋の先まで一応全部調べてみ
ました。ところが区間によつては三十八・八キロ
もインターチェンジのないところがある。まあ二
十五キロ。それ前後のところがないとすると、ま
んが、たとえば四十キロ、十里とすると、ま
んが事故を起こしたとしても、そのインターチェン
ジのあるところまで、病院までかつかい込むのに相
当の時間がかかるわけですね。そういうわけで、い
まつくられておるこの計画で四十三年度には
大体が東京から神奈川県内です、あるいはまた
静岡のほうも四十三年度の三月にはでき上がってま
います。まず、名古屋方面も四十三年度の九月にはで
き上がりますが、御殿場—沼津方面はちょっとお
くれまして四十四年三月、こういう完成の予定で
進められております。できてしまえばどうにもな
らない、このようにも考えられるわけでありま
す、非常に間隔のある地域が五カ所くらいあるわ
けであります。この地域にインターチェンジの必

要性が感じられるわけでありまして、この点につ
いて佐久間局長からお答えをいただきたいと思
います。

○佐久間政府委員 私が小委員会のときに申しま
したのは、十五分以内には事故現場に到達可能な区
間、距離にいたしますと大体二十キロメートルく
らいにならうかと思ひます。

そこで、いま先生のおっしゃいました東名高速
道路であります、一番インター間の距離の長い
ところが三十八・八キロでございまして、大体
十五分間、二十キロということにいたしますと、
両方のインターチェンジからそこへ参りますなら
ば、これで私の申した距離と合うことになるの
じやなからうか、かように思つておるわけでござ
います。

○小濱委員 ちょうどまん中で事故が起こつてく
ればちょうどいいでしょうけれども……わか
りました。とにかくこの問題についてはその地域
内の救急施設のあるところ、政令によつて救急市
に指定されているもの、これがその関係する市町
村の中では非常に少ないですね。ほとんどない
ところが多い。静岡県なんかでは三十都市がありま
すけれども、この中で将来予定されるものは二つ
あります、これを含んでも八つしかありません。
愛知県でも神奈川県でも、指定されていると
ころが非常に少ないようであります。この問題に
ついていろいろと論議をされてまいりましたけ
れども、大いにひとつこれからの交通事故に対す
る対策を進める上において、この地方行政委員会
としては大いにこれを取り上げていかなくちゃな
らないであらう、こう思ふわけですが、この点に
ついては今後一そう努力をしていただきたい、こ
ういふふうに思ひます。

先ほど油火災について話をいたしました、こ
の間ここで参考人の意見を聞いたときに、朝日新
聞の荒垣秀雄論議顧問の御意見の中にもござい
ましたが、川崎地区にあるところのコンビナートの
上空を、国際線はさすがに飛んでいないようであ
りますが、国内線が一日三百機飛んでいる。月に

たいと思いますが、消防が消火いたします、あるいは人命を救助をいたしますその消防活動の問題は、消防本来の任務でございますので、それに基づきまして、かりに消防が損害を受けました場合においても、これをいわゆる火元に請求する、かようなたてまえはとっておられないわけであります。

○木野委員　消防のたてまえはわかるのでございますが、法律の解釈ではどういった関係でこうなっておるのか。たとえば不法行為でいいますと、権利を侵害されたものであります。隣家が焼けたという場合には、家が焼けたのだ、侵害されたのだということでございます。消防の場合には

う解釈でございますか。警察庁のたてまえというのでなくて、法律の解釈のこのことよって、しないのだ、したがって、この七百九条はこういった意味で適用がないのだ、そういった点をお聞かせ願いたいのであります。

○川合政府委員 失火ノ責任ニ関スル法律、その基本となつております七百九条の思想と申しますか、これの解釈でございますが、これは御存じのように、故意または過失によつて他人の権利を侵害した者に対しての場合でございます。消防機関が消防活動を行ないまして、それによつて何ら

かの損害を受けたといたしまでも、それは消防自体の活動、本来さようなことを行なうべきたてまえの機関であるので、この場合の権利の侵害に該当しない、かような解釈をいたしておるわけでございます。

○木野委員　鉄道の場合にはそういった事故があ

りますと、これこれで車体がなにした、したがって、権利の侵害を受けたといつて請求しているようにございます。消防につきましては、ただいま消防庁の御意見を聞きますと、そういった本来の業務としてやっているのだということで、権利の侵害は、七百九条の点はよくわかりました。

ところで、相手の人が消火の義務があるわけでございます。その場合に七百三条の不当利得の点

はないのでございましょうか。

○川合政府委員 どうも申しわけございせんが、ちよつともう一ぺん教えていただきたいのでございせんが、たとえば近隣の者が消火に協力した、こういうような場面でございせんしょうか。

○木野委員 先ほど申しましたのは、消防庁が金を使ったという場合に権利侵害じゃないかということをお願いしたのでございせん。今度は出火をした人、火事を出した人が、本来ならば消さなければならぬ義務がある、それをみなで消してくれたのだ、したがって、もうけたのだ、不当利得にならないだろうかということでございます。

○川合政府委員 七百三条の不当利得とたたいまのお話との関連でございせんが、さような場合に不当利得を受けたというふうな解釈は私どもいたさないうで、この場合七百三条該当にならないというふうに解釈をいたします。

○木野委員 私は七百九条並びに七百三条の解釈はどうか、それが正しいか、専門家でございせんのでわかりませんが、消防庁のたたいまの御見解を聞きまして、一応私なりにわかつたわけでございせん。

つきましては、私考をしますのは、消防は鉄道と違ふのだ、鉄道ならば損害賠償の請求をするというふうなことをいたしておるようでございますが、消防は、事故があつた場合に、これだけ金が必要だから金をくれというふうなことをいたしておらないのでありますが、そのかわり私は消防法は一般の人に対して、設備はこれこれの設備をしろ、これこれの報告はしろ、これこれのことは守れというふうなことをいたしておるのじやなからうかと思つたのであります。私はそこに消防のあり方かと思つたのであります。これはこのことは守れというふうなことをいたしておるのじやなからうかと思つたのであります。

いま申しました金が要つたから金を取れとかいふことを申しておるのではなくて、消防の責務といふことか、あり方といふことか、そのものを見つた意味で、そのかわり報告義務、設備の義務等を課しておるのじやなからうかと思つたのであります。

時間がありませんが、そういう意味で消防のあり方並びに今後使うLPGの關係の事柄につきましまして、全体をまだまとめておりませんが、わかるような気がいたしたのでございせんけれども、その点につきましまして、消防庁の御意見を聞かしていただきたいと思つたのでございせん。

○佐久間政府委員 私もまだ研究不十分でございせんが、おそらく消防という業務の特殊性から、一般の場合を準じております法理と違つたものがあるだらうと思つた。それは先生のおっしゃいましたような、気持ちとしてはそういう気持ちと思つた。たいへん示唆に富んだ御質問をいただきましたので、今後業務の上に十分に参考にさせていただきますと思つたのでございせん。

○木野委員 それから、消防につきましまして、たとえば化学消防車に要するといふような話ないしは消防艇に要するといふ話がございますが、私はそういう設備を要した場合に、一般の市民にその關係があるかどうか、ある場合にはそういう特殊なもの、もう少し利益還元といふことが、利益關係者のところで持つといふふうな、そういう点を少し研究してみることが必要かと思つたのでございせん。実はこの前四谷の消防署に行つてみました。一般の一階建ての市民には關係ないのでありますが、一一般の二階建ての高層關係だ、そうするとそういう關係の経費はどこで持つのがいいか、もう一ぺんこの際検討したいと思つたのでございせんが、消防庁の長官の御意見を聞かせただきたいと思つたのでございせん。

○佐久間政府委員 火を消す、あるいは火災にならないように予防にとつとめるといふことは、これは法人たると個人たつとを問はず、國民全体のまず第一的につとめなければならぬことであらうと思つた。そこで、企業の場合におきましては、先刻も御質疑の間に申しましたが、企業に自衛消防組織を持つことを義務づけることにいたしてございせん。その企業内における火災予防なり消火なりにつきましましては、まず企業が第一的に責任を持つてやるのだ、しかし、これはそれだけでは力足り

ませんので、むろん消防機関がそれについて応援をするといふことも、かけつけて、あとは消防機関が本来の仕事としてやるということになります。これは企業の場合には特に法律の規定を設けておりますけれども、かりに法律の規定を設けておりませんでも、個人の住宅の場合におきましても、まず火が出ましたならば、バケツの水でもけつこうでありますし、とにかく消火につとめる、そこで力が足らぬところは、消防機関がかけつけてあとはやつてもらう、そういうことであつて、火事が起きたら、消防機関のことだからといつてみんなすぐ逃げたしまう、こういうような性質のものではないかと思つた。ただ、そうかといひまして、個人の責任だといふので、消防機関が時期を失する、そして被害を大きくするというふうなことになるましても、これはまた保安の責任を持つ消防機関といひまして適當な配置とはいへませんので、その辺のかね合ひがむづかしい問題だらうと思つたのでございせん。ただ企業などの場合の経費負担あるいはみずからの自衛消防組織を持つといふような点につきましましては、もう少し考えていく必要があるのではないかと、これは、私どもも問題といたしまして、検討をいたしておるところでございせん。

○龜山委員長 本會議散後再開することとして、この際、暫時休憩いたします。

午後三時三十分休憩

午後三時三十分再開

○龜山委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。細谷治嘉君。○細谷委員 消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案について御質問を申し上げますが、消防法の第九條の二というものが新しく入るわけでございます。この第九條の二に、「圧縮アセチレンガス、液化石油ガスその他」と、こう書いてござ

います、「その他」といふのは一体何でしょうか。

○佐久間政府委員 「その他は」政令で指定いたしますわけでございますが、ただいま予定をいたしておりますのは、一例を申し上げます、核燃料物質、放射性同位元素、有毒物質、火薬類等でございます。

○細谷委員 私は、消防庁からいただいた資料でございせんけれども、その資料を拝見いたしますと、この「その他」といふのが案に書かれてございせん。「圧縮アセチレンガス、液化石油ガス、核燃料物質、劇毒物等」と、こういう案だつたと思つたのであります。それが、「核燃料物質、劇毒物等」といふのが「その他」に変わったように思つたのでありますけれども、その間の経過はどうなつておりますか。

○佐久間政府委員 ただいま先生のお説み上げになりましたものは私もはっきり、どの段階の案でしたか、記憶はいたしておりませんが、別段、当初考へておりましたものを内容的に考え方を變えたわけではございせん。

○細谷委員 内容的に変わつておらぬといつても、「その他」といふのは「液化石油ガス、核燃料物質、劇毒物等」といふのとずいぶん違ふんじゃないですか。別段變えておらぬと言ふけれども、ずいぶん違ふでしよう。

○佐久間政府委員 先生のお持ちの資料がどういうものか、私もちよつと見当がつきかねますが、この第九條の二の案といたしまして消防庁で当初から検討いたしておりました三月三十日現在のものがございせんが、これも表現は「圧縮アセチレンガス、液化石油ガスその他」ということになりまして、ただいまお読み上げになりましたような案文を持つておりましたことは、ちよつと記憶がないのでございせん。といひますのは、これは当初からの案文のねらいとしておりましたのがいわゆる高圧ガス、圧縮アセチレンガスや液化石油ガスを一番念頭に置きながら検討をいたしておりましたものでございせん。

○細谷委員 「液化石油ガス等の保安規制に関する消防の関与について」という、あなたのほうからいただいた資料なんだ。おそらくこれは五月上旬くらいにどこからか入手したものと私は思うのであります。それによりますと、「消防機関は、次のとおり、火災予防及び消火活動に支障となる物質につき、その一定量以上の所在を掌握できることとされる。(1)圧縮アセチレンガス、液化石油ガス、核燃料物質、劇毒物等を一定数量以上貯蔵し取扱う場合は、あらかじめ消防機関に届け出る」とする。消防法の改正、こういうふうになつておるのですよ。

○佐久間政府委員 ただいまお読み上げになりましたものは確かに私のほうでつくりました資料の中にございます。でございますが、この資料は、液化石油ガス等の保安規制に関する消防の関与につきまして、関係法令に規定されるであろう事項をわかりやすく取り出して説明のためにつくりましたものでございまして、核燃料物質や劇毒物を法律に規定をするという意味でつくったものではございません。

○細谷委員 法律の案の文章は「その他」ということになっておるわけですが、私は、圧縮アセチレンガス、液化石油ガスといいますが、いわゆる高圧ガスでございまして、ある程度わかるわけですが「液化石油ガス」のその次に「その他」ときまして、あなたが冒頭答えた核燃料物質とか劇毒物等を予想しておるといことはどなたも考えられないのですよ。「圧縮アセチレンガス、液化石油ガス」ときたら、その次に「その他」とくると、いまこれから開発されようとしておるといえばLPG、液化メタンガス、こういうようなものが「その他」の中に入ってくるのじゃないか。それは政令等で数量なり種類をきめるといふことで受け取れるわけですよ。核燃料物質と劇毒物ということになりますと、常識では「その他」の中に入らないのですよ。私がお尋ねしているのは、あなたが答えたような「その他」なら問題があるのであって、それじゃこれは別記す

べきですよ。そして、予想された物質もあるのですから、等とか何とか最後につけるならいいですけれども、二つだけ書いて、「その他」の中にはこういうものが予想されるというふうなことで政令にゆだねるということではできない。問題があるですよ。お答え願います。

○佐久間政府委員 先生の御質問の意味がよくわかりました。この条文で趣旨といたしましてところは、現在消防機関がその貯蔵、取り扱いにつきまして実情が把握できない物質でございまして、しかもそれが火災予防あるいは消火活動に重大な支障を生ずるおそれのあるものにつきましては、一定数量以上貯蔵し取り扱う場合には消防機関に届け出をさせるようにしよう、かような趣旨からでございます。そうした火災予防あるいは消火活動上の支障の見地からいたしまして必要なものはこの条文の規制の対象にいたしたい、かように考えておるわけでございます。

なお、圧縮アセチレンガス、液化石油ガスが例にあがっておりますので、「その他の」といたしました場合に、政令でどの範囲まで委任されたものか考えるかというような問題があるいはあるうかと思ひますが、私どももいたしましてはこれらも、この条文を設けようとしたし趣旨からいたしまして、同様のものとして取り扱って差しつかえないのじゃないかろうか、かような考え方をいたす次第であります。

○細谷委員 そんなばかなことないんだよ。この液化石油ガスというのはこれは可燃性のものなのだよ。核燃料物質というのは、核の分裂というものを利用してエネルギーを取り出すというものである。ですから燃焼という問題じゃないのです。燃焼じゃないですよ、これは。言ってみますならば、いわゆる従来の意味においては燃焼のことによって化学変化を起こすのだ。核分裂というのは、一種の化学変化という常識的な意味における化学変化じゃないのだ。核分裂なんだから。しかも核エネルギーというのはいへんな問題になつてゐるのだ。そういうものを「その他」の中に

いつの間にかひつくるめて、それは政令でやっていたのだなと、そんな法律を書かれてはこれは許すことはできない。ですから、私が質問したいのはわかりましたと言ふけれども、あなたが法律案要綱で予想しておいた圧縮アセチレンガス、液化石油ガス、核燃料物質、劇毒物等、こう書きたかつたのでありまして、それが一体どういうこととてこういうふうに変化したのか、そのいきさつと、それから、全く異質なものを「その他」の中に含めるなどということ、これは許されない、たいへんなことになるのですから。ですから、いのお答えならこれはこのまま通すことはできない。これははっきりしてください。経過よりそつちのほうの問題だ。

○佐久間政府委員 これは先ほど申しましたように、「核燃料物質、劇毒物等」と書きましたのも、政令でそういうものの指定が予想されるというところで例をあげて書いたわけでございます。最初法律へ書こうといたしましたが何らかの事情で政令に譲られた、かような経緯はございせん。それで私どもの考え方は、この核燃料物質の内容についてとやかく規制をしよう、こういう趣旨でございまして、あらかじめ消防が火災予防上の見地から予防査察を励行しよう、そして事故がありまして場合には消防活動が適切にできるように研究をしておこう、そういうことのためにあらかじめ届け出ておいてもらうことが必要だと思はれる物質を、ただ届け出だけを規定しようというつもりでございます。

○細谷委員 いまの答弁でもこれは困るのです。「その他」というのは「圧縮アセチレンガス、液化石油ガスその他」というのが、これを受けて常識的に考えられるものなら、核燃料物質とか劇毒物などという、何かえたいがわからないような形で、それが「その他」の中に入つて、それが今度は政令で定めるのだ、こういうことになりまして、この法律はこのままではちよつとやはり通すわけにはいかないのであつて、「その他」というのは圧縮アセチレンガスなりあるいは液化

石油ガスなり、これに類似のものだ、それに限られるのだ、核燃料物質とか劇毒物——劇毒物というのは別表にあるわけですから。別表にない何を一体予想しておるのです。劇毒物というのなら、そういう全く異質なものを、常識で考えられないものを政令で定めるなんて、そんな政令にゆだねるということ、これは法律がおかしいのですから、そんなことは許されません。ですから「その他」ということについてはびしゃつとここでワクをはめておかなければいかぬ。「その他」で、核燃料物質というのを消防法で扱わなければいかぬ事態がきたら、またそういう必要性があるならばしゃつと書いておいていただければいい、そう私は思うのです。これははっきりしてください。

○高田説明員 法律に圧縮アセチレンガスあるいは液化石油ガスを特徴的に例示いたしまして、あとの物質につきましては「その他」といたしましたのは、圧縮アセチレンガスあるいは液化石油ガスにつきましては、この法律の届け出の趣旨というものが、先ほど長官から申しましたように、火災予防の査察指導を容易にすることとか、あるいは現場におきます消防活動の確保をはかることとか、あるいは消防団員がこれによって過去にも大きくございまして、いろいろな犠牲を少なくするとか、そういう趣旨もあるわけでございます。したがつて、そういうものについて、従来の例から見まして、液化石油ガス等にも多く、今後もあるし、過去にそういう趣旨の規定からいきましたので、特段にあげた例になつておるわけでございます。したがつて、物質そのものをあげたという形ではございせん、ただいま先生が御指摘になりましたように、たとえば核燃料物質というふうなもの、あるいは放射性同位元素というふうなものにつきましては、過去において横須賀におきます病院の火災等において、それがたまたま金庫に収納されていたがゆえにそのときは無事にすんだというふうなこ

とがございしますが、これが非密封の場合においては事故になったというようなことも考えられますので、そういう見地からいって、物質を押えていくというところで押えておきますので、物質そのものの性質という観点からの押え方で届け出の義務を課したというのではないので、趣旨はそういう趣旨なのでございます。

○細谷委員 そんなことになりますと、これはたいへんなことだ。核燃料物質というのはいまだこが扱ってあるかという、原子力委員会なりあるいは科学技術庁ですよ。アセチレンガスとか液化石油ガスというのは、高圧関係で通産省が扱っておるのです。私は原則的に、消防上きわめて重要なものは、多少のものでも消防の専門家がチェックする必要があるというのを前々から強く主張しているわけだ。だからそれはけっくこうであります。けっくこうでありますけれども、今日ここに問題になっておりますアセチレンガスの爆発事故とかあるいは液化石油ガス、LPGの事故とか、こういうものを問題にしておる段階で、「その他」の中に核燃料物質、劇毒物、こういうものを、何か別表に入っておらぬものとてつもない考えられないような異質のものまでその中に含めるということは、これは消防庁、いって見ますと、他省との間にたいへん問題を起しますよ。やみで先に法律に書いてしまふ、こういうことですよ。こういうことは、縦割りの弊から、消防上の全きを期することはできないのです。消防庁の考えているのは、むしろ人のわからないうちにおれのところの領分に核物質を入れてしまふ、そんなことにはなるのだ、これはいかぬですよ、そんなことでは。ですから、「その他」の中には核燃料物質とかそんなものは入らない、劇毒物で必要ならば、別表に入れたらいいですよ。別表に入らないからというので、こういう書き方はいかぬですよ。ですから、「その他」の定義はこゝでひとつはっきりしていただきたい。私は消防上、いまのやつは病院か何か事故があった、金庫に入っておったから、たまたまたいへんなことにならなかったとい

うのでありますけれども、いま日本でたくさん使っているのは原子力発電所でしょう。核燃料物質は今度そういうものについての事業団ができるわけですよ。そういうことでありますから、この核燃料物質なんという考えは、この法文に関する限りはひとつはずしていただきたい。そう思うのですよ。

○佐久間政府委員 いろいろ先生からお教えをいただきました。私もこれは反省しなければならぬと思っておりますが、私もこの法案で意図いたしました趣旨は、先ほど申し上げましたような趣旨でございます。しかし御指摘いただきましたように、条文上、この条文から政令でそこまできけるかどうかということにつきましては、確かに問題があるかと思ひます。したがって、その点につきましては、さしあたり除くことにはいたしまして、なお今後よく検討してみたいと思ひます。

○細谷委員 そうしたほうがいいでしょう、これは例がないのです。私も驚いたのだ、「その他」の中にそういうものを含めていいのですから。これはたいへんなことだ。ほかの法律もあるわけですから、「その他」というのは上にあげました二つ、これから常識的に出てくるものであつて、現在特にあげなくてもいい、こういうものにしていただき、核燃料物質がどうしても消防法上取り上げなければならぬものならば、あるいはメチルエチルケトン・パーオキサイドがしまわれているのがわからなくて消防活動をやつたためにたいへんな事故が起つた、そういうことから消防活動上危険だということであれば、これはこゝで処置すべきじゃないかと私は思ふ。劇毒物があつたら積極的に消防法の別表に入れることに努力することによつて、「その他」という形で何が出てくるかわからぬという、そういうやり方は、ひとつやめていただきたいと思ふ。いま消防庁長官が答えたそういう「その他」ということで私は了解をしておきたいと思ひます。

そこで第九条の二でございしますが、「ただし、

船舶、自動車、航空機、鉄道又は軌道により貯蔵し、又は取り扱う場合その他政令で定める場合は、この限りでない。」と書いてございします。私は、せつかく第九条の二を新しく起こしまして消防長なり消防署長に届け出ということに義務づけることによりましてチェックをしようということとまでありますけれども、西宮事故というのは自動車ですね。タンクローリーというのは自動車の中に入つておるんでしょう。あるいは航空機といふと、この間の参考人の話ですと、羽田に東京消防庁の出張所をつくらうとすると土地がきまらぬ、運輸省が貸さぬ、こういうことまであつたやうであります。このたゞし書きで今日の状態では目的を達することができないと思ふのであります。いかがですか。

○佐久間政府委員 羽田あるいはタンクローリーの例をおあげになりましたが、こゝで扱つております場合は、空港で扱うという場合も入るわけでありまして、この飛行機の中で運ばれておるといふやうな場合だけを除いておるわけでございます。それから、そういうことになると、消防で意図したことがあまり実効があらぬやうになりはせぬか、こういう御趣旨でございますが、この政令で予想したしておりますのは、たとえばアセチレンガス、液化石油ガスにいたしまして、高圧ガス取締法等の規定でそれぞれ他の機関に届け出あるいは許可を必要とする場合がございします。そういう場合には消防に届け出ます。それから高圧ガス取締法の所定の機関に届け出あるいは許可の申請をするということになって、手続が二重になつては困るからということ、そのやうな場合はこれから除きまして、届け出または許可を受けました高圧ガス取締法の所定の機関から消防機関に通報させる、このやうなことを念頭に置きましてこうした規定を設けたわけでございます。

○細谷委員 この点はいへん重要な点であります。消防庁長官にお尋ねしたいのであります。が、タンクローリーは規制できないんでしょう。

西宮の事故は、あれは規制できるんですか。たとえば消防庁長官として、いまのタンクローリーの運転についてはどうも問題があるといった場合でも、ものを言うことができませんか。西宮の場合には、あなた方は傍聴で聞かしてもらつただけでしょう。相談にあつたおらぬでしようが、傍聴で聞かしてもらつただけでしよう。ですから、私は極端な話を言うのであります。西宮のときは関係ないんだから消しに行きなさいな、こう言つたことがあるんです。こういうことを言つたら、消防法第一条に人命、財産を守るといふのが私どものつとめでありまして、そう書いてあるから行くんだと言つておつた。けなげな話で、けつこうなことですが、タンクローリーはどうしますか。

○佐久間政府委員 先ほど御答弁のときに忘れましたが、タンクローリーはだめでございします。

○細谷委員 消防庁長官にひとつ率直な意見を伺いたいののであります。

消防法の立場からいって、今日非常に事故が多発しておるのです。きのうの夕刊にもございした。たね。バルブから漏れた、どうにもならなくなつて警察に通報した。警察官が半径二キロのところの交通どめをして、全部ストップした。ガスをたたくこともマッチをつけることも全部禁止した。幸い事故は起こらなかつたのであります。一触即発なんでありまして。ですから、現在多発しておるLPGの問題を消防庁の立場から、どういふ点とどういふ点とどういふ点を規制してもらわなければならぬというお考えがあるか、そのポイントだけ教えていただけませんか。

○佐久間政府委員 LPGの多発する事故に対して、どういふ点から消防として完備する必要がありますか、そのやうなお尋ねでございますが、私は、この九条の二にも規定しておりますやうに、その一定量以上のものを貯蔵し取り扱う場合の物質の所在を確知しておきたい、こういうことが一つでございます。

それからLPGの取り扱いにつきまして、通産

省のほうでいろいろな保安上の基準を省令できめておられますが、この省令の内容につきまして消防庁の考えを入れておく、そうすることによって必要な基準をつくってもらふようにしたい、こういうことが第二番目でございます。

それから第三番目は、通産省の機関で一定数量以上の施設につきまして許可をいたします場合に、あらかじめ消防機関の意見を反映させるようにしてほしい、消防機関が適当であるという内申のついたものを許可をする、こういうような形にしてほしい、こういうような点でございます。

なお、いま御指摘のありましたタンクローリーの点につきましては、これもいろいろ問題があると考えておりますが、これにどういふ形で消防機関として関与したらいいかということにつきましては、なお検討をしたいと考えて、現在検討事項にいたしておる次第でございます。

○細谷委員 大体私は今日の事故を見てみますと、一つは一般家庭で起こっているわけですね、これは千二百万戸といわれているわけですから、たいへんな量ですね。それから第二は、ボンベの販売所、ボンベの詰めかえをするところ、それからいわゆる給油所、こういうところ、それから大きな製造所等がありますけれども、ここでは今までそんなに大きな事故は起こっていない。一番大きな事故が起こっているのは給油所、それから充てん所、それから一般家庭、もう一つはタンクローリーなんです。そう私は思っておりますが、そうじゃないですか。

○佐久間政府委員 そのとおりでございます。

○細谷委員 そこで私はお尋ねしたいのでありますが、通産省のほうから液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律案、こういうものが今度の国会に出されております。その法律案を拝見いたしますと、いま長官が言ったように、第三条の三項に、事業の許可を申請する場合に「消防長又は消防署長の意見書その他通産省令で定める書類を添附しなければならない」ということ

で、いわゆる消防関係者の意見がつくわけですね。それから第八十七条に、今度は、いまのよう事業をやる場合とか、あるいは販売施設の変更とか、そういうようなことをする場合に通報をしなければならない。それから消防庁の長官は、第二項では、必要な措置を要請することができる。第三項では、消防庁長官の意見を聞くことができる。第四項では通産大臣に意見を述べることができ

る。こういう規定がございまして、そういう規定の法律で、いままで、ある意味では死蔵されておりました消防の専門家、あるいはそれでめしを食っておる人たちが、火災事故を撲滅するためにこの法律を通じてタッチできるようにしたのであります。自信がおりますか。

○佐久間政府委員 これで十分かどうかというところでございますが、必ずしも十分であるとは思いませんけれども、いろいろ通産省と意見の交換をいたしました結果、まずこれで私どもとしてもやってみたい。また実際にこの運用よろしきを得るならば、相当事故の防止につきまして消防として貢献することができようであろう、かように思っております。いたずらにただ規定だけを設けますことが実効をあげるゆえんでは必ずしもないと思っております。この改正法によりまして、とにかく運用よろしきを得て、事故防止ができますように消防としても努力してみたい。その結果、いろいろ経験をいたしました結果、なお規定上不備な点がございすれば、検討をして改めるといふことにしたい、かように思っております。

○細谷委員 これで十分じゃないけれども、どうやらやっていけそうなことばでありますけれども、長官、あなた知らないと言ふだるうが、あなたのほうの消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案、これが液化石油ガスについてはどういう考えを持ったかといふと、液化石油ガスの消費設備の工事の規制——工事についても、消防上のほうから、消防設備士というのも液化石油ガ

スには触れられないんだね、そうでしょう。おとしできた設備士も触れられないんだ。そういう専門家がおりんだから、そういう工事についても消防の面からチェックしたい、規制したい、こういうことを考えておったでしょう。それから液化石油の充てん所等の規制ということも考えたでしょう。工事、充てん所の規制というものを考えたすね。それから先ほどの話のように、危険物等の運搬を規制しなければならぬ。これもひとつ消防の専門の知識を生かしてやらう。何も通産省や運輸省の仕事を取るなんて、そんな島国根性、縦割り根性を出してはいかぬです。おれのは消防のことと、火を消すことについては自信がある。そうして火事を起こさない予防はどの

べきかということでもめしを食っておるのだから、その知識を生かさせてくれ、こういうことで、タンクローリー等についても運搬の規制をあなたの方のほうは考えたでしょう。もう一つは、危険物等の大規模事業所の保安態勢も強化してもらわなければならぬ。私は、あまり最近大きな事故はなかったもので、いまのところは問題がないだろうと申し上げましたけれども、製造所で事故が起こったらいへんなことになるわけですから、これは大規模事業所の保安態勢を強化する、そういう場合には消防としてチェックをしたい、こういうことを考えておったわけですね。これは全部ベケじゃないですか。そうして通ったのは、「その他」というものだけじゃないですか。あなたのほうで考えておる「圧縮アセチレンガス、液化石油ガスその他の火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質で政令で定めるものを貯蔵し、又は取り扱う者は、あらかじめ、その旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならぬ」、これだけは通った。九条の二に入った。おもとところは何も通っておらぬです。これで自信がありますか。これで自信があるならそれでいいけれども、どうも自信がないのじゃないですか。答えにくいかもしれぬけれども、ずばり言うてください。

○佐久間政府委員 確かに、先生がいま列挙されましたような事項も、当初私どもの部内で検討をいたしましたときには、検討項目にいたしておりました。ただ一つ、最後におあげになりました大規模事業所の問題でございまして、今回通産省の、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律案におきまして、また私どものほうで重点を置いて検討いたしました点も、一応家庭に近いところから起こるいろいろな事故を何とかして減少させるようにしたいというところを主に考えましたので、大規模事業所の点につきましては、なおひとつ今後さらに連絡をとって検討をしようということ、時間の関係もございまして、これはあとに回したわけでございます。

それから運搬の問題につきましてもいろいろ検討いたしましたのでございまして、運搬の問題も検討いたしました。たとえば容器の扱い方などにつきましても、技術的にもさらに研究をもう少ししてから、それに対する規制を考えたほうがいいというような問題もあるようでございます。これも引き続き両者で今後連絡をとって研究をしよう、こういうことにいたしましたわけでございます。

それから工事や充てん所の規制の点でございまして、当初私どもの案では、これは全部消防機関の責任でやることにしようということにいたしましたのでございまして、形は、必ずしも消防機関の権限としていたしませんでも、要するに先生が先ほど御指摘になりましたように、こういう段階でいろいろ事故の原因がつかれるわけでございます。その原因が除かれるようにいたしますことが必要でございます。そういう点から考えてみますと、工事につきましても、工事の技術上の基準というものを通産省が省令でつくるわけでございますが、その技術上の基準は、十分消防庁の意見をいたしたものにしようということができます。また、あと今度、その基準が実際に励行されるかどうかということを確認するための措置が必要になるわけでございますが、それにつきま

しては消防機関が今回の九条の二の改正によってある程度実情がつかめまゐるので、予防査察がやりやすくなりますので、予防査察をやる。そして予防査察をやりました結果、基準に違反する状態を発見いたしましたならば、それにつきまゝして改善命令を出してもらうという要求をすることができるといふ規定——先ほどの八十七条でございますが、それができましたので、そういうことかゝらうとしますと、これらの問題につきまゝしては、法律の規定の形式は当初私どもの考えました案と違つておりますけれども、それを運用することによってこちらが所期をいたしました実効をあげることができるといふやないか、かように思つておるわけでございます。

充てん所につきましても、その施設の基準につきましても同様に消防庁の意見がいて基準をつくる。なおまたその基準が勵行されません場合には、消防機関から措置の要求ができるという権限が新たにできるわけでございますから、それらの規定を運用することによっておのおの所期の結果を期待をしたい、かように思つてあります。

○細谷委員 大臣、どうも忙しいところありがとうございます。通産省の化学工業局長さん、いらつしやつておられますね。通産省としてはこの問題についてどういふふうにお考えなんでしょうか。

○吉光政府委員 私ども、先ほど消防庁長官が御答弁になりましたことと全く同感でございます。従来の高圧ガス取締法の体系によりますと、先生御承知のとおり、通産省と都道府県知事で高圧ガスの取り締まり体制ができていたわけでございますけれども、昨今の災害発生状況から判断いたしますと、現行体制に再検討を加えるべきである、こういう感じを多分に持つておるわけであります。ただ、先ほど先生御指摘になりましたように、全部同時にやればよかつたのでございまして、最近の高圧ガス取り締まり関係の災害

事故の八割程度のもので、LPGガス関係のものでございまして。そのLPGガス関係のものの中さらに八割程度の災害が一般消費家庭で起こつておりますので、まず一般消費家庭における災害の防止というところから手をつけてまいつたわけでございまして、その中でもできるだけ消防機関の御協力を得たい、それでないとおもふものでございまして、必要な規定につきまゝして消防機関の御協力をいただいたということでございます。

なお、先ほどお話しございました現に残された問題につきましても、私どもは高圧ガス取締法自身に全面的な再検討をいたしたい。これはこの国会に間に合はなかつたわけでございまして、私どもは、しかしこの見直しの機会におきまして私どもの態度は、やはり消防機関の全面的な御協力をいただきたい、こういうふうな感じで作業を進めてまいりたい、こう考へておる次第でございます。

○細谷委員 そこで大臣にお尋ねしたいと思うのですが、通産省との間は、もち屋はもち屋という形で、たいへんな事故を起こしております。LPGガスについては、十分か十分かは別問題といたしまして、この法律で消防庁のお力をひとつ借りよう、消防庁のほうでもチェックしてもらいたい、こういう手続が法的にとられようといひたい、お尋ねいたします。ところが、お聞きいたしますと、この法律はどうかこの第五十五国会で成立しないようでございます。そこで、そうなたた場合に一体どうするのかという問題が一つと、もう一つは依然として運輸省関係、また高圧技術を通じて通産省も関係がある。全然消防庁としての意見をいれる余地のない、しかも事故が多発する、起こつたらいへんな事故になる、西宮のようないふやうなタンクローリー等については全く手がつけられておられない。この九条の二でも「ただし」といふことでこれは除かれておるわけですね。これはこの法律のたいへん大きな欠陥ではないかと私は思ふのであります。高圧技術のほうに消防庁がしろつとくちばしを入れることはか

えつていかぬわけですね。また消防のことに高圧技術の人がくちばしを入れるのもよくない。自動車運送、運搬のことについては、これはまた運輸省のものであつて、それにくちばしを入れることはいかぬのであります。現に事故が起こるといふ以上は、やはり消防庁が予防上の立場からその施設等について意見を述べるといふことは、私は必要であらうと思ふのであります。こういう現時点に立つておるわけですが、これについて大臣、どう対処されるのか、お尋ねしておきたいと思ひます。

○藤枝國務大臣 第一に、通産省のほうから出されてる液化石油ガスの保安法は成立しそうです。なといふとお見通しですが、その辺は国会の御審議のことでございます。私どもはもとより全力をあげておられるんだらうと考へるわけですね。ですから、これが成立しなかつたときどうするんだというお尋ねにはちよつと答えにくいんですが、今回の消防法のほうの改正で、こうしたものを「貯蔵し、又は取り扱う者は、あらかじめ、消防機関に届け出る」といふことだけでも、いわゆる予防消防と申しますか、あるいはまた事故が起こつたときに対処する方法をあらかじめ想定しておくことができるわけでございます。それだけの値打ちはあるものと思ひます。いまお話しした輸送の問題その他につきましても、もちろん一方にあられば、これは産業官庁のほうとしてそれをとらえていくことも必要でございます。ところが、災害予防という、あるいは災害が起つた場合のこの制圧という消防本来の立場からいいますと、そこにはまた消防側からのいろいろな要求が出るわけでございます。その接点をどの辺に置くかというところが結局問題だと思ひます。そういう意味におきまして、今後運輸の問題その他につきましても、さらにわれわれ消防を預かるほうからして、その災害予防あるいは災害の制圧という使命からいひまして、十分その使命が達成できますよ

うな方向に法の改正あるいは取り扱ひの方法等を考へていかなければならないと思つておる次第でございます。

○細谷委員 もう考へていかなきゃならぬという時期じゃないと思ふのです。今度の国会にできなければ、次の国会なりこの問題については何らかの措置を講ずるといふぐらゐまではつきりしていただかなければ、これはタンクローリー等重要な問題があるわけですから、大臣の責任ある御答弁を伺いたい。このタンクローリー問題については、大臣はこの前の運輸大臣であつたのですから事情はよく御存じですから、その辺まではつきりしていただかぬといふかと思ひます。

○藤枝國務大臣 次の国会といひますか、とにかくそういう問題、非常に急ぐ問題でございますから、十分各省と連絡をいたしまして、合理的な解決をはかつてまいりたいと考へます。

○細谷委員 そこでもう一点、念のためにお尋ねしたいのでありますが、大臣は、まだ二十一日にならなければわからぬ、こういうことであります。吉光局長さん、私の承知している範囲では、この法律案はとも今国会では成立しないようでございますが、そうじゃないですか。

○吉光政府委員 どうも私もいたしましては、国会のほうに提案いたしましたして御審議をお願いいたしておるわけでございまして、できるだけこの国会で通させていたきたいといふつもりで努力いたしております。それ以上は国会のほうの関係でございます。私どもは御答弁申し上げかねるでございます。

○細谷委員 そこで、そうなつてきますと、この液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律案といふものと、この消防法の九条の二といふのは密接不可分の関係があるわけですね。現にあるわけですよ。そうしますと、かりにこの法律が国会を通らないといふことになりましたと、この九条の二といふのはどうなりますか。これは生きるのですか。

○佐久間政府委員 内容的にはそれは関連のあることは御指摘のとおりでございますが、これはこれで一つのものでございまして、これで運用をしてみたい。

なおまたついでに申しますと、こちらのほう、九条の二の規定は施行期日を先にいたしておき、するので、もし万一同国会で通産省の關係の法案が成立しないというようなことがあったと仮定いたしましたとしても、それまでには成立されることを私も期待いたしておる次第でございます。

○細谷委員 来年度の四月一日でしよう。そうですね。来年度の四月一日、次の通常国会があるからたぶん成立するかも知れぬ、こういうことですけれども、四月一日を設定したということは、準備の必要があるからそういうことなんです。(一)だめだよ、エブリフルだからと呼ぶ者ありほんとうだ。吉光局長さん、これは不即不離の法律なんです。この法律が成立しないということになりますと、九条の二の運用というのはいまことに一方的なようなところになるわけなんです。あなたのほうはたまたまの業者をこの法律で規制しているというわけですが、そのほかのほうはたまたま九条の二だけが生きてくるということになりますと、たいへん不都合なところ、片足、片肺飛行よりもっと悪いようなところになると思うのです、もとがないうわけですから。しかしLPGガスによる火災を防いでいくことは喫緊の問題でありますから、通産省としてはそうなた場合の運営——そうなた場合という確率が非常に高いのでありますから、ひとつこれを伺っておきたいと思つたのです。

○吉光政府委員 私ども、いま全力をあげて、現在の提案いたしております法案につきましてこの国会を通していただくようお願いいたしておるわけでございますが、万が一いま先生御指摘のようにこの国会では通らないということになりますと、できるだけの早い機会を通していただくよう、さらに国会のほうにお願い申し上げたいというふうに考えておるわけでございます。

ただ私のほうの法律案の施行期日、最初の予定は、法律を公布いたしましてから六カ月以内ということ、早ければ年内の十二月一日、おそくて来年の一月一日というふうなぐらゐりの日取りを予定いたしておたわけでございますが、あと国会の審議の關係でどのように相なりますか、ちよつと見通しつきませんけれども、万が一最悪の事態というふうなことになるにしても、私はやはり消防機関との御協力の問題につきましては、事実上の問題といたしまして、現在の高圧ガス取締法で許す最大限の機能、あるいは事実上の問題としてでもできるだけ御協力いただくような態勢で現実の仕事を進めてまいりたい、このように考えております。

○細谷委員 大体わかりました。

運輸省の方見えていらつしやるようでありまして、いろいろ聞きたいのでありますけれども、運輸省の長野部長さんはこの方面の担当じゃありません。担当ですか。——そこで、時間もありませんからお尋ねしておきたい点は、先ほど港灣火災とかなんとかありましたけれども、一つお尋ねしたいのです。さつきもちよつと申し上げたのでありますけれども、今日やはり空港の防災体制、防火体制というものは必ずしも十分じゃないわけですね。せんだつて東京消防庁の総監が参考人に見えましたが、羽田のほうも心配なんだけれども、自分のところの出張所をつくらうとするのだけれども土地も貸してくれぬ、ちよつとしゃつて嘆いておりました。最近聞きますと、どうやら運輸省のほうでまあ土地だけは貸してやろうというのだけれども、どこになるかまだきまつておらんのです。これはやはり、今日の国際空港、しかも羽田といふと日本の国際空港の代表的なところでもあります。そこに東京消防庁の出張所も置くことができぬ。それも運輸省と消防庁の間の話し合いがつかぬということになりますと、不面目な話だと思つたのです。現にもうたいへんな事故が去年あたりあつておるのです。その辺はどうなんですか。早く解決してやつたほうがいいのじゃないですか。同じ国同士ですからね。

○長野説明員 お尋ねの件は運輸省航空局の所管でございます。私、海上保安の救難のほうの關係でございますので、ちよつとお答えいたしかねます。

○細谷委員 自治大臣、東京消防総監からその話はお聞きになったでしょう。お忘れになつておたら、あるいはお聞きになつていらつしやるなかつたら、そういう事情がございまして、たいへんなことですから、早急にひとつ前運輸大臣の肩書きをもつて片づけていただけませんか。

○藤枝國務大臣 空港のほうにも、空港自身として、空港の火災予防のための消防自動車その他と要員とを持つておるわけでございます。しかし、いまお話しのように東京の消防総監も、自分のほうも責任を持つておるわけでございますから、あつてその空港の中に東京消防庁の施設を持ちたいというところで運輸省の航空局と相談をしておりました。報告によりますと、運輸省の航空局のほうも、そのことはけつこうである、ついでに場所等について相談をいたしまして返事があつたという報告を受けております。

○細谷委員 しかし、場所を貸すという返事があつたのはごく最近のようであります、参考人としてここにいらつしやつたときは、一カ月前です。そのときは、まだ土地がきまつておらぬ、申し込んでいただけだということ、カビがはえているようです。これでは大臣、いかにもでありますから。それはもう自衛消防で万全を期する体制にあればよろしい。しかし自衛消防だけでいけるかという、そうじゃないのでありますから、自衛消防に、必要とあれば東京消防庁が握つてゐる、あるいは神奈川県が握つてゐる全消防力を投入しなければならぬ事態もあるわけなんです。やはりそういう体制を整えておくことが必要だ、こういうふうに東京消防総監も言つてゐるわけですから、早急にひとつ解決していただくようお願いしたいと思つております。

運輸省、いろいろ聞きたいのですが、時間があ

りませんから、もうよろしいです。

それではその次に第三十五条の六、これは新設でございますが、お尋ねしたいのであります。この三十五条の六につきましては、都道府県知事がこの「必要とされる救急業務を、関係市町村の意見をきいて、救急業務を行なつてゐる他の市町村に実施するよう要請することが出来る。この場合において、その要請を受けた市町村は、当該要請に係る救急業務を行なうことが出来る。」と書いてございまして、これはお互いに助け合うこととありますから、たいへんけつこうであります。そうしてその次に第二項に今度は「都道府県は、救急業務を行なつてゐない市町村の区域に係る高速自動車国道又は一般国道のうち交通事故により必要とされる救急業務が特に必要な区間として政令で定める区間について、当該救急業務を行なうものとする。」と、こゝろ書いてございまして、そこでお尋ねしたいのであります。一体この「政令で定める区間」というのはどのくらい考へておるのか、具体的に聞きたいのであります。

それから、一項に書いてございまして「関係市町村の意見をきいて」というのは一体どういふことなのか。ただ意見を聞くだけなのかどうか、その辺をちよつとお尋ねしたいと思つた。

○佐久間政府委員 この「政令で定める区間」でございますが、これは法律上の要件といたしまして「高速自動車国道又は一般国道のうち交通事故により必要とされる救急業務が特に必要な区間、こゝろいうことでございまして、現実にますほどの程度のところを指定する」ということでございまして、一応私どもの考へておるものは、年間平均いたしましてほとんど毎日一件以上は交通事故があるというところ、しかし現に救急業務を行なつておる市町村、あるいはこの三十五條の六の第一項の規定を運用いたしまして救急業務を行なうことが可能な市町村、そういうものが相当の長い距離にわたつてないというよ

うな状況にありますところ、それを対象として考えた、かように思っておるわけでござい

ただ現実には、それぞれの府県の意向あるいは関係市町村の意向もよく聞いた上で、府県からの事実上の申請に基づいて政令で指定をするというようにいたしたいと思っておるわけでござい

実は参考までに、どんなところを府県として考

ておるかというようなことを照会をいたしたの

でございしますが、現在まだ各府県でそれぞれ検討

中のところが多いわけでございしますが、さしあ

るは考えておるということを言つてまいつており

ます。たとえば福岡で申しますと、水巻町、遠賀

町、岡垣町、宗像町、福岡町、古賀町、新宮町、

昭和三十九年七月十八日

やがてなしくずしで府県消防になるだろう、こ

ういふことを言っておる人もいらつしやる。これ

たいへん問題だと思ふのでありますが、いつて

みますと、その次のほうに、消防組織法の第四

項の、この消防に関する市街地の等級化に関する

事項の一部が都道府県知事の権限になるわけで

す。この二点がくるわけですから、これは十九

条と密接な関係を持つておるわけですね。これは問題

があると思ふのです。大臣と長官の考えを聞き

たい。

○藤枝國務大臣 これは午前の河上さんの御質問

にもお答えいたしましたわけでございしますが、ま

さにたてまは十九条にはつきりありますが、ま

さに市町村消防、これがわが国の消防の基本で

ござい。それでいま、いづれは府県消防になる

ではないかという意見もあるとおっしゃいましたが、

私も全然そういうことを考えておりません。

ただ、今回の救急業務につきましても都道府県が

補完的にやる道を開きましたのは、現在の高速

道路の状況、そして事故が多々起きるような

ところ、むしろ市町村の救急業務を行なつて

い市町村にかかっているところが非常に多い

わけでござい。しかし、それでもまず第一に

は隣接の救急業務を行なっている市町村にその

でないことだけははつきり申し上げておきたいと

思ひます。

○細谷委員 十九条の原則はあくまで守るという

ことでござい。それから、それ以上お尋ねをいた

しません。

「この場合において、当該救急業務に従事する

吏員その他の職員は、地方公務員法の適用につ

ては、消防職員とする。」ということでありま

す。これは、地方公務員法五十二條の五項が適用

されることにはならないかと思ふのであります。私

は不敏にいたしまして、いま府県にありますが消

防課の職員が消防職員であるかどうか、ある

いは消防学校の職員というものは消防職員であ

るか知らないのでありますが、これもあわせてお尋

ねしておきたいと思ひます。

○佐久間政府委員 現在消防職員といたして

おりますのは、消防組織法によりまして、市町村

の消防事務に従事する職員だけを指しております

が、いまは、都道府県におきまして、消防主

管課の職員、あるいは消防学校の職員は、ここ

でいう消防職員ではないと思ひます。ここでいう消

防職員は要するに消防の現業と申しますか、これ

に従事する者を指しているわけでござい。これ

は、都道府県関係の消防費については、

○細谷委員 都道府県関係の消防費については、

やがてなしくずしで府県消防になるだろう、こ

ういふことを言っておる人もいらつしやる。これ

たいへん問題だと思ふのでありますが、いつて

みますと、その次のほうに、消防組織法の第四

項の、この消防に関する市街地の等級化に関する

事項の一部が都道府県知事の権限になるわけで

す。この二点がくるわけですから、これは十九

条と密接な関係を持つておるわけですね。これは問題

があると思ふのです。大臣と長官の考えを聞き

たい。

○藤枝國務大臣 これは午前の河上さんの御質問

にもお答えいたしましたわけでございしますが、ま

さにたてまは十九条にはつきりありますが、ま

さに市町村消防、これがわが国の消防の基本で

ござい。それでいま、いづれは府県消防になる

ではないかという意見もあるとおっしゃいましたが、

私も全然そういうことを考えておりません。

ただ、今回の救急業務につきましても都道府県が

補完的にやる道を開きましたのは、現在の高速

道路の状況、そして事故が多々起きるような

ところ、むしろ市町村の救急業務を行なつて

い市町村にかかっているところが非常に多い

わけでござい。しかし、それでもまず第一に

は隣接の救急業務を行なっている市町村にその

○細谷委員 都道府県関係の消防費については、

常にふえてまいっておりますし、また消防庁がかりにやるといいたしても、いろいろな基礎になりまます調査は都道府県の消防主官課がやることになりまますので、これは事務簡素化の趣旨からいたしまして、大都市とか、あるいは県庁所在地くらいのは消防庁自身でやることにいたしました。そのほかのところは県の消防主官課にやらせるようにしよう、こういうような考え方で立案いたしましたのでございます。

○細谷委員 大体、大都市とか県庁所在地には能力があるだろう、四条の一号をやる能力があるだろう、ほかの市町村は能力がない、こういうことで、あなた、なめきつておるよ。何でもこんなこと必要があるのですか。市街地の消防上の等級というのを一番よく知っておるのは、その市町村の自治体消防をやっておる専任の人なんですよ。そんなこと必要ないですよ。救急業務というのは公益的なものだから、消防の中でも特異なもの、数年前に消防に入ったものですが、この市街地の等級まで県にやらせにやいかぬ。言ってみますと、指定市と県庁所在地くらい。あとは能力がないだろう。言語同断だ。こういうことですから、十九条の問題があるわけなんです。これはおやめになったらどうですか。

○佐久間政府委員 先生の御意見は、等級化の事務そのものをやめてしまえ、こういう御意向かと思ひますが、そういたしますと、それもあるいは一つの御意見かと思ひますが、しかし、現在市街地の等級化に関する事務が消防庁の事務として規定をされておりますし、私どもはこの事務はなお存置してしかるべき事務である、かように考えるわけでございます。この事務を存置いたしました以上、できるだけ事務の簡素化をはかってまいりたい。わざわざ消防庁で、中央で、こまかいことまでやる必要のない部分は府県にまかせてやらせていいんじゃないか、こういう趣旨でございまして、別段先生の御推察のような、そういう深遠な考えのもとに立案いたしましたものでございせん。

○細谷委員 私は、現在どおりでいいんじゃないかといいわけですか。この四条というものは、「消防庁は、左に掲げる事務を掌る。」と書いて、一号で「消防に関する市街地の等級化に関する事項」二号が「消防制度及び消防準則の研究及び立案に関する事項」ということになっておる。それを改めて、一号を消して、いまの二号を一号にして、現在の一号を二号にして、そうして都道府県の所掌事務の中にあらためて十号を設けるといふことだ。現行法でいいでしょう。自治体消防市町村は常設消防を持っておるのですから、その市街地の等級、都市計画に關係する消防に関するものなんですから、自治体消防が兼て存在しておる、消防署長もおる市なんですから、それにまかしていいじゃないか、何もことさらこの段階でわざわざ一号と二号をさかさまにひっくり返して、そして、実は県庁所在地と指定市くらいには能力があるだろうからやらせるけれども、あとはやめるのだというところは必要ないじゃないか、現行法でいいじゃないか、こういうふうに言っているのです。

○佐久間政府委員 あるいは私ことばが足りませんでしたが、多少先生誤解をされたかと思ひますが、大都市と県庁所在地の市街地の等級化に関する事項は、これは従来どおり消防庁で私どもがやる、それ以外の市町村の部分は県にやらせる、こういうこととございまして、大都市と県庁所在地が自分のところの等級化の仕事は自分にやらせる、こういう趣旨ではございせん。

○細谷委員 そうすると私の思い違ひか。これは消防庁の権限を府県に移したということですか。

○佐久間政府委員 さようでございせん。

○細谷委員 それでは通産省、もうよろしゅうございせん。

次にお尋ねしたいのでありますけれども、あなたの方から小委員会に出された資料によりますと、平均しまして大体一つの市町村に十六人強の救急業務をやっている人がおるわけですね。これが六千七百九十三人おるわけですから、七百十九台でありますから、割りますと、一台当たり九・四

人です。この間参考人も言っておったとおり、少なくとも六人ぐらいいかかるわけなんです。ところが消防施設については、救急業務というのは大体三人ぐらいいしか見てないわけですね。個々に聞きますといろいろの財政上の問題がありますけれども、この辺に救急業務についての問題点があるのじゃないですか。

○佐久間政府委員 一台の救急車に配属する人員でございますが、現実には三人ずつ二交代ということ、で、六人というのが通常の形態でございまして、ただ、新たに救急業務をやるようになりますような比較的小さい市町村におきましては、火災や救急の件数も少いございまして、三人は専任でもあとの三人は兼任でやるといふようなことでよろしいのじゃないか、かようなことで、財政的にはそのような措置がなされておるわけでございまして。しかし、これも救急業務の実情がだんだんと今後変わってまいることもあるかと思ひますが、これはまた実態に即して、それらの点につきましては財政当局とも御相談をしてみたい、かように思つておる次第でございせん。

○鎌田説明員 御指摘の点でございせんが、昭和四十一年度の実態を見ますと、専任救急隊員が全救急隊員に対して占めております比率は三三・五％程度でございせん。おおよそ一隊当たり三人という数字になっておるわけでございせん。そこで現在の標準団体におきまして専任の救急隊員の配置は、一隊当たり三名の基準というものは一応根拠はそこを求められるわけでございせんが、ただいま長官からもお答えがございまして、実情を見ながら、さらに改善すべき点は改善してまいりたい、ただ現在の実態にはこれで合っている、こういうふうな考へておる次第でございせん。

○細谷委員 それは実態に合っていないのだよ。この間参考人も来て言つておった。本来なら六十二人か三人になるのに、私のほうはほんとうには二十五・六人しか充足されておるわけじゃない、そのうち六人は一隊消防というのの当直しているから、いつてもいえる、ほかは寝ているのだから、えい使つ

てしまえというので救急業務が消防に押しつけられたのだ。おそらく喜んでいないのですよ。しかし大事なことでありますからやっていますわけでありまが、それはまあ交付税計算がそういうふうになっているからそういうふうにならざるを得ないでしようけれども、足らぬことははっきりしているのです。何のために国費を使つて参考人を呼んだのですか。

そこでお尋ねしたのであります。その上に、私は消防庁長官というのは公式主義ではなくて、非常に温情あふれる方かと思つたら、そうじゃないのです。今度は政令で指定するのは五万以上にします。ところが、いま四百二十、救急業務をやっておるわけですね。現在政令で指定されたところが百四四あるわけですね。今度五万以上になりますから、新しく政令で指定されるものが百九十。現在の政令の指定市は百五でございまして、そのうち一つが救急業務をやっておりますから、実際救急業務をやっているのは百四であります。新しく政令で指定されるのが百九十あるわけですが、任意の実施市町村というのが、大臣、百六十五あるのです。いままでたつた三人しか見ていない、それともらわぬで、何ともらつてないのですよ、何ももらわぬで、そして救急業務をやつたわけだ。そして、なけなしの二十五人ぐらひの消防職員を動員してもやっておるわけですね。四万八千人の市はこれではもたないのだな。政令指定市にならないです。参考人もおっしゃつておった。ところが、それが百六十五あるわけですよ。この百六十五には四十二年度は財源措置をしてやらぬで、四十三年度からやりたい、こうおっしゃつておるわけだ。ところが、新しく百九十一——現在指定されておるところの一つと新しく指定される百九十、合計百九十一、そしてそのうちやっているのは百五十一でありますから、四十というのはいくらもやるわけ、金ももたらえるし自動車補助金ももたらえるわけですよ。そういうことでありますから、これは消防庁長官はきわめて冷血、無慈悲だ、こう申さなければならぬので

あります。参考人が来るとき、さすがに長官気がとがめたのでしょう、何を聞いてくれるかと一生懸命追いかけて回したというわけもあるのだが、ひとつ温情ある大臣、これはひどいですから、現にやっていると、これは見てやらなければならぬじゃないかと私は思うのです。そして新しく五万以上のところが指定する、これはやっぱり見てやる。おまえのところはやっておるけれども人口が三千人足らずからべた、来年からやるようにしようなどという、そんなことは、現にやっているところにも相済みぬと思うのです。どうですか、ひとつ大臣お答え願いたいと思います。

○藤枝國務大臣 従来の地方財政の見方等におきまして、特に交付税等で処置する場合におきまして、任意でやっているものについてはそれを見ないというたてまえでございまして。しかし、そのたてまえそのものがいかどうかという御批判もあるうかと思ひます。人口の問題につきましては、しばしば消防庁長官もお答えしましたように、単に五万以上というのでなくて、市という市は全部、今後指定したい気持ちを持っておりまして。また、それからはずれる、任意でやっているものにつきましての財政をどう見ていくかというようなことは、やはり積極的に研究をいじりたいと考えております。

○細谷委員 積極的に研究するのではなくて、大臣は参議院のほうでは、それは百六十五は気の毒だ、何とかしよう、普通交付税の段階ではもうきまっちゃったから見られないかしらぬけれども、特別交付税が何かでは、現にやっている百六十五については考えてやろうという意味の御答弁をなさったと聞いているのでありますが、衆議院に來ますとすいぶん後退してありますよ。

○藤枝國務大臣 積極的に考究いたしますというの、団体の財政状況も見ますけれども、それについて十分配慮をいたしたい、そういう意味で積極的に考慮をいたしますと申し上げたわけでございます。

○細谷委員 大臣のことば、非常に含みがあつて、どこにあるのか私、わかりませんけれども、大臣のお気持ちとしては、参議院でもお答えになつたようでありまして、ひとつ四十三年と言わず、たいへんな苦勞をして現にやっておりますわけですから、ほんとうにその裏づけはひとつ考えてやっていただきたいと思うのであります。

いろいろ聞きたいのでありますけれども、最後に一つお聞きします。消防団員の退職償金負担金というのが、十数億の赤字を持っているわけですね。そこでそれはこの雑誌によりまして、五年計画で特別交付税が何かで見ると、こんなところには特別交付税とはつきり書いてあるのです。これは雑誌ですが、あなたの部下の、名前が書いてありませんけれども、消防庁総務課とびしやり書いてある。特別交付税と国会では絶対おつしやらないのですけれども、ちゃんと雑誌には書いてあるのです。交付税で赤字を補てんするために見ることもやむを得ないでしょう。こうなつていふ。ところで、私がお尋ねしたいのは、いままでは九百円であつたのでありますけれども、今度は赤字のできないように千三百五十円見ましよう、大幅な増加だ、こういうふうなこれが自画自賛してあります。これはまあいいですよ。ところが人間が四百三人というのは変わつていないのです。ところが大臣、十萬の都市で四百三人という消防団はないのです。大体十萬の都市になりますと、七百から八百ぐらいの消防団員がおるわけですから。それはちゃんと消防庁がそうやられておるのですから。そうなりますと、四百三人というのは、いままで四百三人であつたのだから、それは押えたんだ、準備を上げたんだということでありまして。赤字が出てこういうふうな大幅に直して自画自賛しているのなら、掛けるほうも直したほうがほんとうじゃないでしょうか。これはひとつ大臣何とかしていただかぬと、四百三人というのは半分ですよ。特に困つておりますのは、常設消防も持つておりますけれども、それ以上にやはり消防団の力をかりておるところに、特にたいへんな問題があるやに私は伺つておるのであります。ひとつ大臣の明快な御答弁を伺いたい。

○藤枝國務大臣 ちよつと技術的なこまかいこととございまして、経過だけ簡単に申し上げます。現在市町村の消防費の算定に用いております標準団体の行政規模におきましては、常設消防の消防職員数におきましては、消防吏員六十三人、その他の職員二名、こういう規模のものを想定しておるわけでございます。非常備の消防団の団員におきましては一分団、四百三人の規模を考へておるわけでございます。この点につきましては、大御家内のおり人口十萬、市街地六萬、構造率三分の一未満、こういったものもろの要素を積み上げて算定したしておるわけでございます。最近、この消防団から常設消防のほうに移行されるものも多いうございまして。その結果は、交付税全体の算定にいたしましては、常設の消防を設置したしておきます団体の人員というものは、やや多目に交付税に於いては出、それから消防団を設置しておるところについては、やや少な目にしておるようでありまして、なおこの実態というものとにらみ合せながら、規模について検討しなければならぬと思つておるわけでございます。ただ当面の問題といたしましては、先ほど御指摘になりましたように累積赤字の点につきましては、既往分につきましては特交で処置をする。それから今後の分につきましては九百円を千三百五十円に引き上げる、こういうことによつて措置をしてまいりたい、こういう経過になつておるわけでございます。

○細谷委員 多く申し上げませんが、千三百五十円にしていたことはけつこうだけれども、人数が少なく、市町村の負担はやはりたいへんなことになるのださうです。今度は赤字が出ないようにするのですから、消防団員の数でやられるわけですね。千三百五十円でもいいかと思つと、実際は四百三名でなくて、八百三名を掛け合わせなければならぬという形になつて、市町村の支出が起つてくるわけですね。ですから大

臣、これはやはり実情に合わせた準備ならば、やはり人数も合わせていただかなければならぬと思つたのです。これはどう思ひますか。

○藤枝國務大臣 こういう交付税の算定の問題でございまして、各市町村が実際に持っている団員そのものに準備を掛けるというわけにもいかないうわけでございます。ただ、いま藤田君も言いましたように、四百三人という消防団員の数そのものが一般的に申し上げて、平均いたしまして非常に実情に合わない。個々の特殊な事例の町村でなく、一般的に申し上げても、四百三人というものが実情に合わないといふことであります。ば、それは再検討したいと思つております。

○細谷委員 お聞きしますと、参議院のほうで大臣たいへんいい答弁をなさつておるのですから、これもひとつ確認をしておきたいと思つたのです。参議院のほうではたいへんいい答弁をなさつておられる。それでよろしい。

最後に大臣、四十八国会で消防設備士制度が設けられます際に、この委員会でも附帯決議をつけたのです。それはどういふことかといふと、「消防設備士の業務に消防用設備等の設計監理を加えるなどその業務範囲を明確にすること。」というものであります。先ほど議論いたしましたLPGの問題とかあるいは震害の高層ビルの問題、ビルを建てるにいたしまして、やはりその設計というものが問題なのであります。工事の監督をするだけではだめなのであります。防火上の設計あるいは火災になつた場合には、その火災を消し得るだけの、たとえば水を一秒間にどのくらい噴水しなければならぬとか、どうしてもあわを吹かしてやらなければならぬこのビルを守ることはできない、こういう問題はやはり設計からやつていかなければならぬと思つたのであります。大臣も御承知かと思つたのでありますけれども、この法律ができる前は、東京都の条例は設計というのが入つておつたのであります。設計、監理という字句が入つたおつたのであります。ところがこの法律ができたために、自治法の規定に基づきまして、法律より上

回つておるということで東京都の条例が後退した修正を行なつたのであります。こういうふうな実例がございますし、今日ビルの問題とかあるいは地下街対策とかあるいはLPGの施設の問題等多多あるわけでございますから、ビルディングの設計に当たつても、あるいは地下街の設計に当たつても、LPGのスタンドの設計に当たつても、やはり消防がチェックできるように消防設備士の――まあ設備士自体に、大体一級の設備士が六種類も七種類もあつて、教員具だけで設備士が一人いるというふうなばかげた制度になつておるのではありませんか、それにいたしまして、自治法との法律との関係でせっかくいい条例が後退したという実例があります。いま設計についても消防の立場からチェックしなければならぬ時代にあると思ふのであります。この点について建築士会等が、建物を建てるのに何も消防設備士なんという消防のやつがくちばしをいれる必要はないとおっしゃるのです。建物はそうでありましよう。しかしビルディングの建物は火事が起こつた場合にどうするか、予防をどうするかというところは消防の範疇なんでありまして、ですから、設計に当たつて、その火災の予防と、火災が起つた場合の消火に対して万全を期するといふことは必要であらうと思ふのです。この点について、ぜひ大臣にやつていただきたいのであります。が、お考えをお聞きしまして私の質問を終わります。

○農林省大臣 法律的には、一方の建築基準法であるとか建築士法にいうところの建築設計との関係からいたしまして、工事というふうなことを使つておるようでございます。しかし実際問題としては、確かにお話しのように、これから特に特殊な建築物が行なわれます場合には、消防的な見地からの設計と申しますか、そういう考慮が払われなければならぬと思ひます。したがいましめて、今後消防設備士に対するいろいろな指導の面におきまして設計の知識の涵養につとめさせ

ますが、建築士との関係におきましてどうしても消防設備士が口が出せないというふうなことがあつてはなりませんので、その辺は今後十分改めてまいりたいと思ひております。

○綱谷委員 先ほど議論になりました高圧技術関係というのは、化学の技術者なり電気の技術者なり機械の技術者は、特に高圧技術についての高圧のものを取り扱う資格試験があるわけですから、一級建築士、二級建築士の人が消防のことを勉強して、そういう国家試験に合格すれば、わざわざ消防設備士とかなんとかにやらぬで、その人自身が資格を持つてゐるわけですから、ほかの人を雇つてくる必要はないわけですから、そういう形をとりさえすれば、わざわざ設計に消防設備士がくちばしをいれるというふうなことを言わなくても、必要あれば自分勉強してとればいいわけですから、そういうふうな制度をお考えになつて、やはりどうして設計に消防士のことを入れていかなければならぬと私は思つておりますから、ひとつ大臣がなつていただきたい。

○龜山委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○龜山委員長 これより消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案を討論に付するのであります。が、別に討論の申し出もありませんので、直ちに本案の採決を行ないます。

消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○龜山委員長 起立総員、よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

おはかりいたします。

ただいま議決されました本案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○龜山委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○龜山委員長 消防に関する件について調査を進めます。

ただいま委員長の手元に自由民主党、日本社会党、民主社会党及び公明党を代表して、奥野誠亮君から、消防力の充実強化に関する件について決議されたいとの動議が提出されております。

消防力の充実強化に関する件

政府は、社会経済の進展に対応して消防力の充実強化をはかるため、左の諸点につき、すみやかにその実現を期すべきである。

一、消防施設に対する目的税の創設等市町村自主財源の増強、化学車、消防艇、ヘリコプター等の科学消防施設および弱小市町村の一般消防施設に対する国庫補助金の増額並びに起債枠の拡大および損保償利率の太田下引下げについて特段の措置を講ずること。

二、消防の常備化と広域化を促進するため、消防本部・署必置市町村の指定範囲を拡大するとともに、共同処理方式の活用をはかること。

三、消防署と消防団との間の機能分担の在り方を検討するとともに、消防団員に対する報酬、出勤手当および退職報酬金の増額並びに表彰制度の運用の改善に努めること。

四、救急業務実施市町村の指定基準をさらに引き下げ、市町村間の業務の共同処理を勧奨し、するとともに、現在任意に実施している市町村に對して所要の財源措置を行なうこと。

なお、救急機材の整備および救急隊員の教育訓練を強化すること。

五、液化石油ガス等の貯蔵、取扱および運搬に

ついて消防としての保安規制を強化するため、行政の一元化を推進すること。

六、高層建築物、地下街等における避難施設の整備等防災対策を強化すること。

七、石油コンビナート地帯、港湾等における特殊災害に対処するため、企業の責任の内容を明確にし、すみやかに総合的な防災対策を樹立し、消火薬剤の備蓄、消火技術の研究、救命艇の開発等の措置を講ずること。

八、大震災等の非常災害に対する調査研究体制をすみやかに整備するとともに、空中消火法等の技術開発に對し、十分な予算措置を講ずること。

右決議する。

○龜山委員長 この際、本動議を議題とし、提出者から趣旨の説明を求めます。奥野誠亮君。

○奥野委員 私は自由民主党、日本社会党、民主社会党及び公明党の各派を代表して、消防力の充実強化に関する決議案の趣旨を御説明申し上げます。

案文は、お手元にお配りしてありますので、朗読を省略させていただきます。

近年における社会経済の実態と火災の態様の變化に即応して、消防の近代化、広域化等の問題を検討するため、本委員会に消防に関する小委員会が設けられ、鋭意これが対策について検討を進めてまいりましたことは、先ほど私から御報告を申し上げたとおりであります。

本委員会といたしましては、この際、小委員会の報告の趣旨にのっとり、消防体制の近代化と消防力の充実強化について決議を行なうことを適当と認め、本決議案を提出いたしました次第であります。何とぞ皆さま方の御賛同をお願い申し上げます。

○龜山委員長 本動議について採決いたします。
奥野誠亮君提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○龜山委員長 起立多数。よって、奥野誠亮君提出の動議のごとく決しました。

この際、藤枝自治大臣から発言を求められておりますので、これを許します。藤枝自治大臣。

○藤枝國務大臣 ただいまの御決議、まことに時宜を得たものでございまして、政府といたしましても十分御趣旨を尊重いたしまして、消防力の充実につとめたいと存じます。

○龜山委員長 おはかりいたします。

本決議の議長に対する報告及び関係各方面に対する参考送付の手續などは、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○龜山委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次会は公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時十九分散会